

## 平成 20 年度 第 2 回杉並区障害者福祉推進協議会 次第

### I 開 会

### II 会長あいさつ

### III 報 告

- 1 障害福祉計画・障害者福祉計画の改定について [資料 1]
- 2 平成 21 年度障害者福祉関連施策予算について [資料 2]
- 3 障害者自立支援法の見直しについて [資料 3]
- 4 重度知的障害者通所施設について [資料 4]
- 5 障害者支援施設マイルドハート高円寺「なでしこ」について [資料 5]
- 6 自立支援協議会の開催状況 [資料 6]
- 7 「障害者グループホーム設置・運営ガイドライン」作成委員会の設置について [資料 7]

### IV 議 事

- 1 専門部会の報告
  - (1) 計画部会 [資料 8]
  - (2) 災害時要援護者支援対策部会 [資料 9]
  - (3) 精神保健福祉部会 [資料 10]
- 2 平成 19・20 年度障害者福祉推進協議会の活動について
- 3 その他

### V 閉 会

#### 【配布資料】

- 資料 1 杉並区障害者計画・第 2 期障害福祉計画（平成 21 年度～平成 23 年度・平成 25 年度）
- 資料 2 平成 21 年度 障害者福祉関連施策予算について
- 資料 3 社会保障審議会障害者部会・報告の概要
- 資料 4 重度知的障害者通所施設について
- 資料 5 障害者支援施設マイルドハート高円寺「なでしこ」について
- 資料 6 平成 20 年度地域自立支援協議会の開催状況
- 資料 7 「杉並区障害者グループホーム設置・運営ガイドライン」作成委員会の設置について
- 資料 8 平成 19・20 年度 計画部会の開催状況
- 資料 9 平成 19・20 年度 災害時要援護者支援対策部会の開催状況
- 資料 10 平成 19・20 年度 精神保健福祉部会の開催状況

(保健福祉計画より抜粋・編集)

# 杉並区障害者計画・第 2 期障害福祉計画 (平成 21 年度～平成 23 年度・平成 25 年度)





## もくじ

第1章	計画の基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけと計画期間	2
第2章	3つの視点と10の推進プラン	3
第3章	10の推進プランと主要事業	5
	推進プラン1 障害のある子どもへの発達支援の充実	6
	推進プラン2 相談支援体制の充実	8
	推進プラン3 日常生活への支援	11
	推進プラン4 入所施設（長期入院）から地域生活への移行促進	13
	推進プラン5 住まいの場の確保支援	15
	推進プラン6 援助のある安心な生活の場の確保	17
	推進プラン7 安全安心な地域生活の確保	19
	推進プラン8 雇用の場の拡大・就労支援の促進	21
	推進プラン9 日中活動の場の再編整備	24
	推進プラン10 社会参加の促進	26
	<b>【別表】支援法によるサービス見込量</b>	
	○ 障害福祉サービス・相談支援	29
	○ 地域生活支援事業	30
第4章	計画の推進に向けて	31
<参考資料>		
1	第1期障害福祉計画に係る見込み量と目標数値の状況について （～平成19年度）	32
2	平成20年度障害者基礎調査（概要）について	40

# 第1章 計画の基本的な考え方

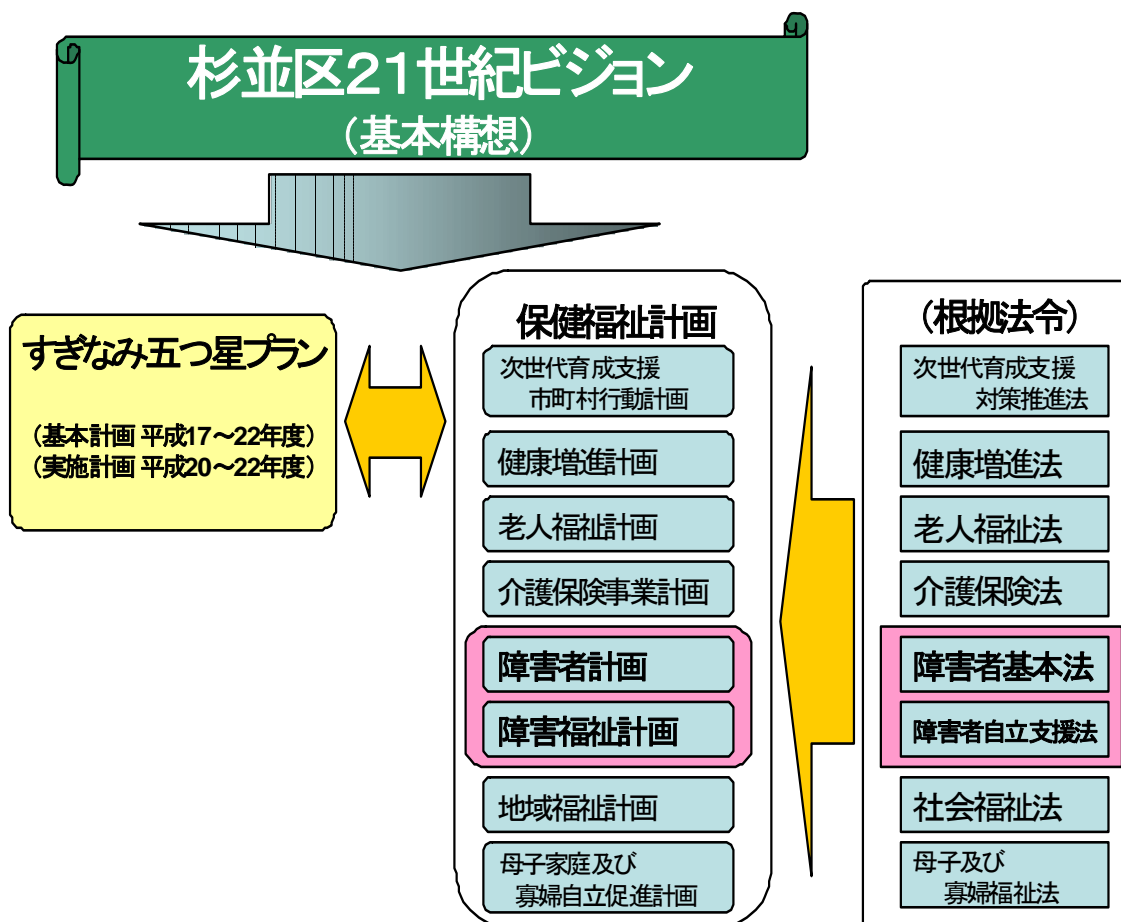
## 1 計画策定の趣旨

- 杉並区においては、平成18年3月に保健・福祉の各分野の基本的・総合的な計画として「杉並区保健福祉計画（平成18年度～22年度）」を策定しました。障害者分野については、「障害のある人が自分らしく生きることのできるまちづくり」を施策の方針とし、障害者の日常生活の支援や就労支援など、多様な取り組みを進めてまいりました。また、障害者施策に関する計画を障害者基本法（以下「基本法」という）による「障害者基本計画」として位置づけました。
- 平成18年4月に障害者自立支援法（以下「支援法」という）が施行され、「障害福祉計画」の策定が地方自治体に義務付けられました。  
平成19年3月には、「杉並区障害福祉計画（平成19年度～20年度）」を策定し、障害福祉サービスや相談支援をはじめとした地域生活支援事業の提供見込量を推計し、サービス提供体制の確保策を定め、計画の達成に向け円滑な事業実施に努めてきました。
- 支援法施行前の旧身体障害者福祉法や旧知的障害者福祉法による入所施設や通所施設については、平成23年度末までを経過措置期間とし、支援法による新しい事業体系への移行を進めているところです。
- この間、障害者入所施設や病院からの地域移行の取り組みが始まり、地域の受入れ体制の整備が急務となっています。また、「もっと働ける社会」に向けて、就労支援を強化していくことも重要な課題です。さらに、発達障害者や高次脳機能障害者への支援、障害者の高齢化への対応等、新たな取り組みも求められています。今後はこどもから高齢の障害者まで、地域で安心した生活、自分らしい生活が送れるよう、多様なニーズへの対応が必要になってきています。そのため、区民の障害への理解と協力のもと、地域全体で障害者の自立を支えていく仕組みづくりを進めていくことが重要です。
- こうした課題に取り組み、障害者施策を着実に前進させるため、障害者基礎調査（平成20年6月）や障害福祉サービスの利用状況などを踏まえて、「杉並区障害者計画・障害福祉計画」を策定します。

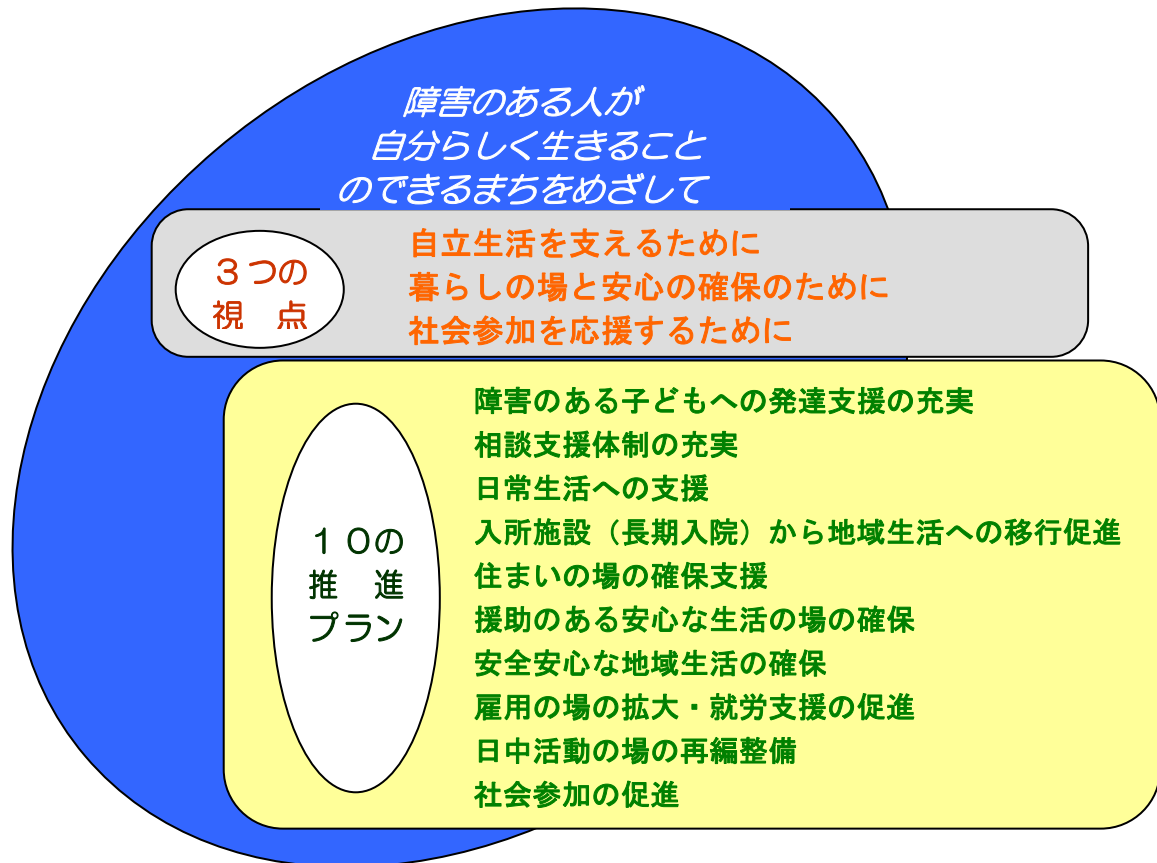
## 2 計画の位置づけと計画期間

- 「杉並区障害者計画・障害福祉計画」は、基本法第9条と支援法第88条に基づく計画として一体的に策定するものです。  
なお、平成20年度に改定する「杉並区保健福祉計画」では、主に障害者福祉分野における計画として編成しており、本書は「杉並区保健福祉計画」当該部分を抜粋・編集したものです。
- また、国や都の計画との整合を図り、障害者の自立した地域生活を支援するための提供体制の確保に関し基本的事項を定めるものです。
- 計画期間については、支援法の規定による障害福祉計画の策定に関する基本指針に合わせて、平成21年度から平成23年度までの3年間の第2期の計画期間とし、中期的な目標として平成25年度末の計画値を設定します。

### 〈 障害者計画・障害福祉計画と他の計画との関係〉



## 第2章 3つの視点と10の推進プラン



### 視点1. 自立生活を支えるために

障害があるために、地域で生活することに様々な制約が生じ、本人の意思には関わらず住み慣れた地域を離れ入所施設で暮らさなくてはならないなど、まだ自分らしく生活することに難しさがあります。

障害のある方が、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じて、地域で自分らしい自立した生活を送るため、相談支援をはじめ、早期からの療育指導、就労、日中活動、介護・介助など日々の生活に応じた支援の確保が重要です。

施設や病院から地域生活に移行する方への支援も含め、多様な状況に対応した支援を充実していきます。

### 視点2. 暮らしの場と安心の確保のために

地域の中で、安心して暮らすためには一人ひとりに合った居住の確保が重要です。障害の状況に応じて住まいの場が選択できるよう、多様な居住の場を確保していきます。また、どんなに障害が重くても、地域の中で権利が守られ、緊急時にも対応ができる体制を整備し、安定して暮らせる基盤づくりを進めます。

### 視点3. 社会参加を応援するために

能力や個性を最大限に発揮し、日中活動の場に参加することや働くことは生きがいや豊かな生活につながります。

特に働くことは生きがいとなり、その結果収入に結びつくことになれば、より自分らしく生きることができるようでしょう。障害者がさまざまな形で働くことのできる環境を企業・福祉等関係機関が協働して、創っていきます。

障害のある方が、生きがいのある生活が送れるよう、社会参加を促す施策を推進していきます。

### 推進プラン1：障害のある子どもへの発達支援の充実

障害のある子どもに対し、早期より発達段階に応じた支援を行います。また関係機関が協力して共に育ち、共に学ぶ場を支援します。

### 推進プラン2：相談支援体制の充実

「自己選択、自己決定」を尊重した支援が可能となるよう、身近に相談できる場所を確保するとともに相談支援技術の向上を図ります。

### 推進プラン3：日常生活への支援

ホームヘルプサービスや日常生活用具の給付など、在宅での暮らしを支えるために必要なサービスを充実させます。また疾病や二次障害についての予防について取り組みます。

### 推進プラン4：入所施設（長期入院）から地域生活への移行促進

入所施設にいる方や長期に入院をしている方のうち、地域での生活に移行可能な方について、体験や訓練を通して準備を行い、地域生活が安定するよう支援を行います。

### 推進プラン5：住まいの場の確保支援

民間アパートで安心して生活できるよう、居住サポート事業やアパートあっせん事業によりアパート探しや入居後の生活の支援を行います。

### 推進プラン6：援助のある安心な生活の場の確保

障害者が地域で住み続けるためには、多様な住まいの確保が必要であり、障害の状況に応じた支援が受けられる生活の場を確保します。

### 推進プラン7：安全安心な地域生活の確保

地域の中で安心して生活できるよう、緊急時に対応できる24時間の支援体制を整備します。また、障害者を虐待被害から守る仕組みづくりや災害時の避難支援について対策を講じます。

### 推進プラン8：雇用の場の拡大・就労支援の促進

企業開拓から就労定着支援まで、多様な就労形態を活用しながら、能力や個性を十分に発揮できるよう就労支援の仕組みを充実・強化するとともに、働きやすい環境を整備します。

### 推進プラン9：日中活動の場の再編整備

多様な日中活動の場や就労のための訓練の場を新体系のもとに整備していきます。中途障害者のリハビリや児童の放課後支援についても充実を図ります。

### 推進プラン10：社会参加の促進

積極的な社会参加が可能となるよう、外出やコミュニケーション支援、多様な学習の機会や交流の場の整備を行います。



## 第3章 10の推進プランと主要事業

〈 推進プランと主要事業の体系図 〉

### 推進プラン1：障害のある子どもへの発達支援の充実

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| (1) 相談・療育体制の充実  | (3) 学齢期の障害児への支援 |
| (2) 保育園・幼稚園への支援 |                 |

### 推進プラン2：相談支援体制の充実

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| (1) 相談支援機関の充実    | (4) 自立を支援する情報提供の充実 |
| (2) 地域自立支援協議会の充実 | (5) 相談支援の仕組みづくり    |
| (3) ピア相談等の充実     |                    |

### 推進プラン3：日常生活への支援

- |                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| (1) 訪問系サービスの充実        | (4) 日常生活用具給付等の充実    |
| (2) 短期入所の拡充           | (5) 支援者の育成と資質向上への支援 |
| (3) 重度障害者の在宅支援サービスの充実 | (6) 障害者の疾病予防        |

### 推進プラン4：入所施設（長期入院）から地域生活への移行促進

- |                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| (1) 入所施設から地域生活への移行促進 | (3) 地域移行支援体制の強化 |
| (2) 精神障害者の退院促進       |                 |

### 推進プラン5：住まいの場の確保支援

- |                     |             |
|---------------------|-------------|
| (1) 居住サポート事業の実施     | (3) 区営住宅の活用 |
| (2) アパートあっせん事業・入居支援 |             |

### 推進プラン6：援助のある安心な生活の場の確保

- |                            |                     |
|----------------------------|---------------------|
| (1) グループホーム・ケアホームの確保       | (3) 重度の身体障害者入所施設の整備 |
| (2) グループホーム等のサービスの向上と事業者支援 |                     |

### 推進プラン7：安全安心な地域生活の確保

- |                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 24時間安心サポート事業の拡充  | (4) 緊急通報・火災安全システム        |
| (2) 災害時要援護者支援対策の充実強化 | (5) 障害者の虐待防止、権利擁護の仕組みづくり |
| (3) 位置検索システム         |                          |

### 推進プラン8：雇用の場の拡大・就労支援の促進

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| (1) 多様な企業就労形態の活用   | (3) 就労情報の強化        |
| (2) 企業開拓と就労定着支援の充実 | (4) 工賃アップのための取組の支援 |

### 推進プラン9：日中活動の場の再編整備

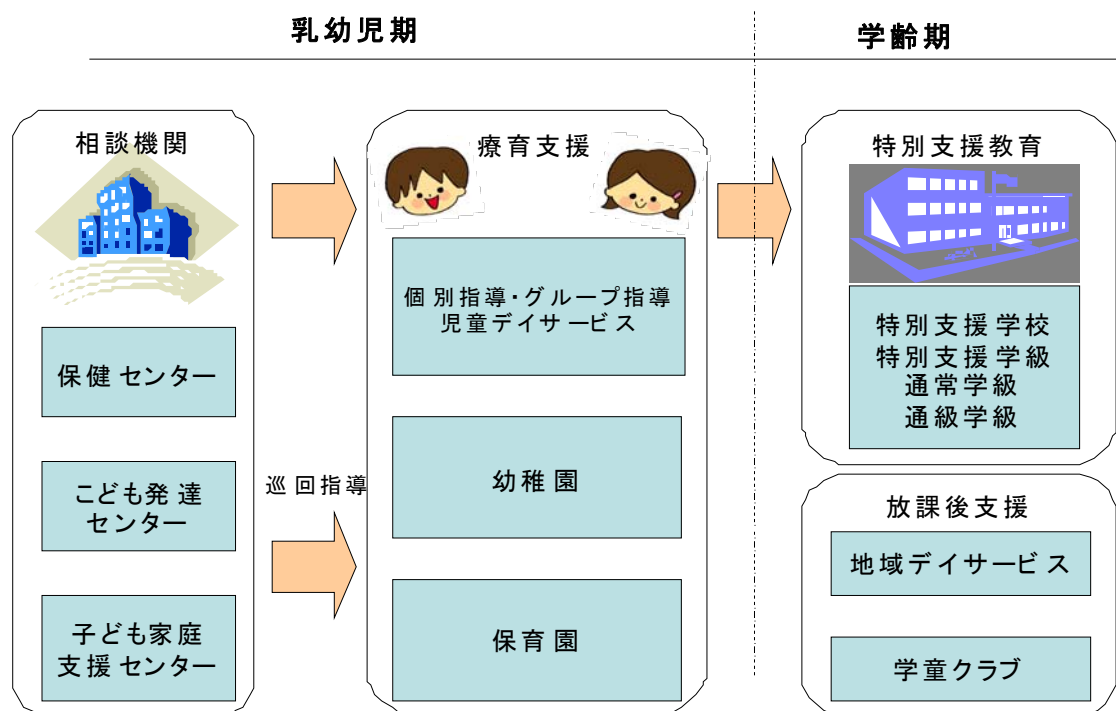
- |                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| (1) 通所施設の整備と支援      | (3) 障害児の日中支援           |
| (2) 重度の知的障害者通所施設の整備 | (4) 中途障害者のリハビリテーションの充実 |

### 推進プラン10：社会参加の促進

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| (1) 外出支援          | (5) 障害者活動の支援         |
| (2) コミュニケーション支援   | (6) 生活支援・社会参加促進事業の充実 |
| (3) 多様な講座・交流の場の整備 | (7) 心のバリアフリーの推進      |
| (4) 障害者の区政への参加    |                      |

## 推進プラン1 障害のある子どもへの発達支援の充実

障害のある子どもに対して、発達段階に応じた療育指導を実施するとともに、関係機関が連携し支援を行います。また、AD/HD(注意欠陥/多動性障害)や高機能自閉症等発達障害児に対し相談から療育指導、保育園・幼稚園等へ支援していきます。



### ○主要事業

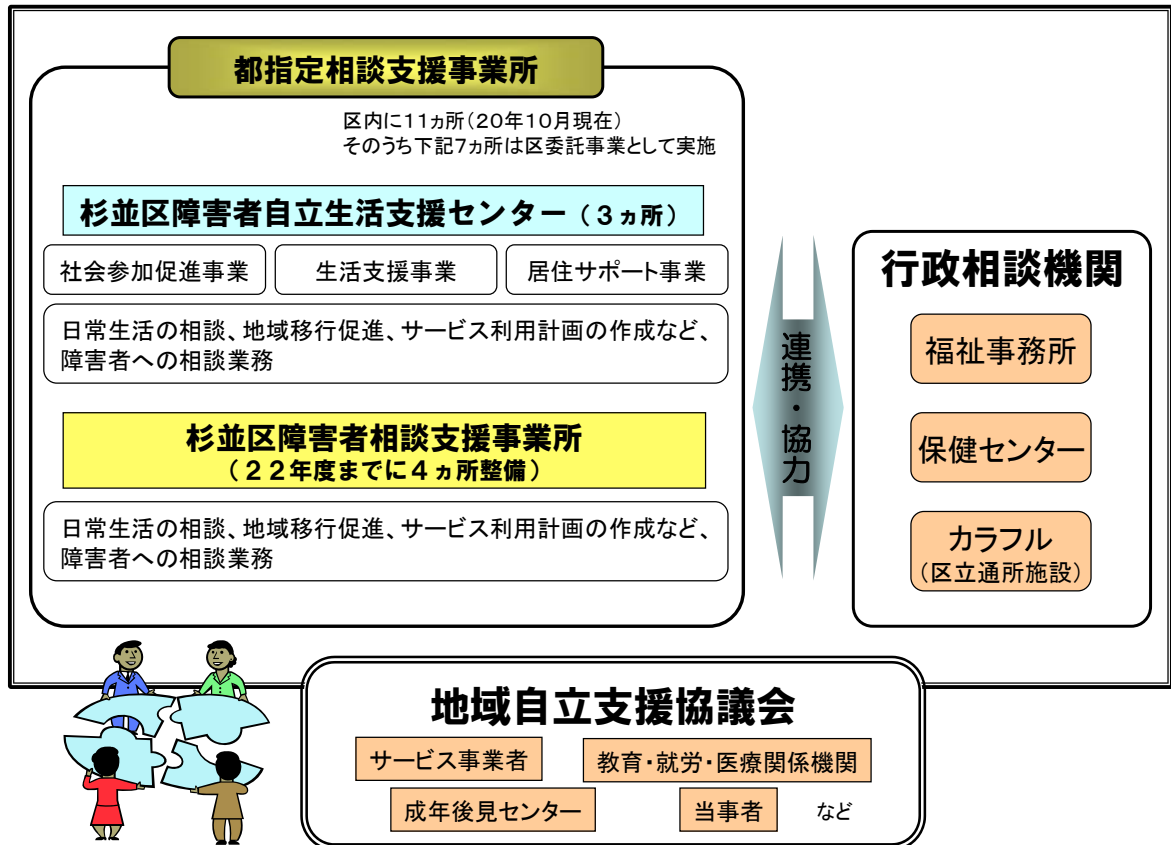
事業名	事業内容・確保策	19年度末 現況	25年度末 目標
(1)相談・療育体制の充実 ①早期療育体制の充実			
	<p>発達に心配のある子どもに対し、母子保健と福祉とが連携して健診後の支援体制を充実し育児支援を行います。必要に応じて、専門機関であるこども発達センターでの専門相談、療育支援につなげます。</p> <p>こども発達センターを中心に、児童デイサービスの充実を図り、一人ひとりの発達に応じた療育を個別指導とグループ指導を組み合わせて実施します。</p> <p>さらに、保健・医療・福祉・教育などの関係機関が協力し、乳幼児期から学齢期へ継続した支援体制を確立します。</p>	実施	充実

②発達障害児への早期発見・支援体制の充実		
<p>幼児期の集団活動や対人関係に困難のある子どもに対し、こども発達センターと保健センターとが協力し幼児期の発達相談を実施し、専門的な支援につなげます。</p> <p>こども発達センターでの療育機能を拡充し、グループ指導を区立施設等身近な場所で実施し、早期支援体制の充実を図ります。</p>	実施	充実
(2)保育園・幼稚園への支援		
<p>障害のある子どもが地域の子どもたちと触れ合いながら発達していけるように、巡回指導を強化し幼稚園・保育園を支援します。職員への助言や保護者の相談に応じ、専門機関との橋渡しを行います。</p> <p>特別な保育条件が必要な障害のある子どものために、保育環境を整えた障害児指定園の整備をすすめるとともに、一般園での受入体制の充実を図ります。</p>	障害児指定園 5園	6園
(3)学齢期の障害児への支援		
①児童館・学童クラブへの支援		
<p>障害のある子どもたちが地域でともに楽しめるようにプログラムを充実させ児童館の活動を通じ、仲間づくりを支援します。</p> <p>また、すべての学童クラブで障害児を受け入れるとともに、巡回指導を実施し、重度重複障害児や発達障害児等障害に応じたきめ細やかな対応を図ります。</p>	実施	充実
②障害児の日中支援(児童デイサービス・地域デイサービスの充実)		
<p>児童デイサービスでは、発達に遅れのある子ども(主に幼児期)に対し、一人ひとりの発達に応じた療育を個別指導とグループ指導を組み合わせ実施し、発達全体を促していきます。また、地域デイサービスでは、知的障害や発達の遅れのある子ども(主に学齢期)に対し、創作活動や集団活動、一人ひとりの発達に応じた療育支援を通じて、子どもの社会性や発達を促進します。区の独自事業として実施していますが、今後、事業内容が類似する日中一時支援事業(日帰りショートステイ)との整合性を図ります。</p>	児童 デイサービス 1施設	2施設
③特別支援教育の充実		
<p>幼児期の早期療育の効果を学齢期の学校教育に反映させるために、教育委員会と協力して「就学支援シート」の活用を推進します。また、地域の中で将来にわたって途切れることのない支援を行うため、地域子育てネットワークを活用し、特別支援学校、済美教育センター等と保健・福祉の関係機関が連携し、ケース会議等を通して障害を背景とした諸課題の解決にあたります。</p>	実施	充実

## 推進プラン2 相談支援体制の充実

障害者が、自己選択や自己決定に基づき、住み慣れた地域で自立生活を継続していくためには、在宅サービスを始めとした様々な情報の取得や専門的な相談支援が重要です。身近な地域で相談や必要な情報取得ができるよう相談支援体制を充実していきます。

### 相談支援体制の構築イメージ



#### ○主要事業

事業名	事業内容・確保策	19年度末 現況	25年度末 目標
(1) 相談支援機関の充実			
① 相談窓口の整備			
	障害者が、必要となときに地域の身近なところで相談支援が受けられるよう、自立生活支援センター及び相談支援事業所を設置し相談支援体制の充実を図り、3障害に対応する総合的な相談及び個人に応じた専門相談を行います。また、緊急時の相談支援の窓口として、自立生活支援センター「すだち」で24時間対応します。	(自立生活支援センター・相談支援事業所) 3ヶ所	7ヶ所

②専門相談の充実		
<p>高次脳機能障害の専門的な相談について、相談窓口を設置し相談支援体制を充実していきます。また、本人や家族からの相談のほか、医療機関等との連携、関係者連絡会や障害の理解のためのセミナーなどを行います。</p> <p>発達障害については、現行の子どもの発達相談を充実するとともに、成人に対する相談体制を検討します。</p>	<p>(高次脳機能障害の相談体制)</p> <p>—</p>	<p>実施・充実</p>
(2)地域自立支援協議会の充実		
<p>障害者の地域自立生活の実現のためには、サービス事業所をはじめ、教育、就労、医療機関、ボランティア団体、さらには権利擁護機関など、地域内の多様な社会資源の間に顔の見えるネットワークをつくり、障害者を地域で支えていくことが重要です。</p> <p>そのため、地域自立支援協議会が、ネットワークの中核としての役割を担います。また、地域自立支援協議会のもとに設置する専門部会の充実を図り、障害者本人の視点に基づく相談支援のあり方を検討するとともに、不足している社会資源を検証し、施策の充実につなげていきます。</p>	<p>19年度から 設置・運営</p>	<p>充実</p>
(3)ピア相談等の充実		
<p>身体障害者・精神障害者及び知的障害者や障害者の家族のピア相談の充実を図るため、ピア相談を行う人材の発掘、養成や活用に取り組みます。また、相談だけでなく、当事者としての経験を生かして、障害者自身が他の障害者の援助を行う、ピアサポートの体制づくりを行います。</p>	<p>実施</p>	<p>充実</p>
(4)自立を支援する情報提供の充実		
<p>障害者の自立生活に必要なサービスや交流会など様々な情報を気軽に取得ができるよう、区広報や「の一まらいふ杉並」などへの掲載を充実します。また、自立生活支援センターや相談支援事業所において、障害者自立支援法のサービスを含む保健福祉・医療サービス等の情報をわかりやすく提供するとともに、サービス事業者に関する情報提供冊子を作成するなど障害者の情報取得について、便宜の向上に努めていきます。</p>	<p>実施</p>	<p>充実</p>

### ピアサポート

障害者が自らの体験を基に、地域生活への移行や自立に向けて相談・同行などを行います。

### の一まらいふ杉並

誰もが身近な地域で安心して生活を楽しむことができるよう、信頼できる情報発信の場として、区が設置する障害者支援サイトです。

( <http://normalife.city.suginami.tokyo.jp/suginamisypher/www/index.jsp> )

#### (5)相談支援の仕組みづくり

サービスの利用調整や本人の立場に立った自立支援を継続して行うために、障害者ケアマネジメントの手法を用いた支援体制の確立を図ります。必要な方には、自立生活支援センターや相談支援事業所が積極的にケアマネジメントを進めていきます。

特に、制度の狭間にある障害者、高齢の障害者、地域へ移行した方、重複障害の方など継続した支援が必要な方に、複数の関係機関が連携し、「個別支援計画」を作成するとともに、適切な相談支援を行うための仕組みを作ります。

また、一人ひとりのニーズにあったサービス利用計画の作成が行われるよう、指定相談支援事業者と福祉事務所の連携体制を整えていきます。

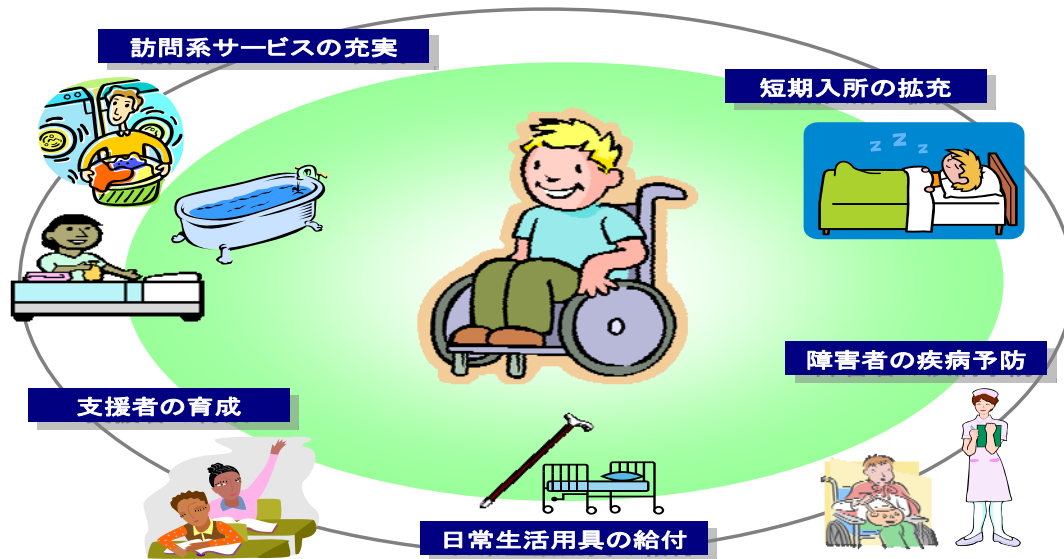
実施

充実

## 推進プラン3 日常生活への支援

障害の種別や程度にかかわらず、障害者が地域で生活するためには、必要に応じていつでもサービスが受けられる仕組みが重要です。また、サービス提供量が不足して利用が出来ないといったことがないように、サービス提供基盤を整備していくとともに、人材育成などサービスの質の向上に努めていきます。

### 日常生活への支援



#### ○主要事業

事業名	事業内容・確保策	19年度末 現況	25年度末 目標
(1) 訪問系サービスの充実			
	<p>家事や入浴等の介助を行うホームヘルパーを派遣し、日常生活の支援を行います。給付実績の推移や障害者基礎調査結果などから、今後もサービス利用量の増加が見込まれます。ホームヘルパーなどの有資格者の掘り起こしや事業者参入を促すなどにより、サービス基盤を整備していきます。</p> <p>重度障害者等包括支援は、現在、参入事業者が少なく提供体制が整っておりませんが、サービスの提供が図られるよう環境の整備に努めます。</p> <p>また、障害程度区分が非該当と認定された方に対するサービスとして、生活サポート事業を実施しています。</p>	<p>居宅介護 (身体介護・家事援助)</p> <p>利用者数 381人</p> <p>利用時間 4,544時間</p>	<p>489人</p> <p>6,567時間</p>
		<p>※居宅介護以外の訪問系サービスについては、29ページに掲載しています。</p>	

#### 重度障害者等包括支援

障害が著しく重い方に対し、介護給付のサービス全体を包括的に提供するサービスです。対象者となるのは、①四肢マヒ・寝たきり・人口呼吸器または重度知的障害、②行動援護対象者の中の更に重度（調査の行動関連項目等の合計点が15点以上）の方です。

(2)短期入所の拡充		
介護者の病気などにより在宅での生活が一時的に困難になった時などに、短期入所の施設で障害者へ食事や入浴などの必要な支援を行います。医療的ケアが必要な重度の障害者を含めて、地域で短期入所が利用できるよう拡充します。また、精神障害者の短期入所については、グループホームの事業者などと連携して整備に努めます。	利用日数 500人日分	590人日分
(3)重度障害者の在宅支援サービスの充実		
重度の障害があっても住み慣れた地域で自分らしく快適に生活していただけるよう、外出が困難もしくは寝たきりの方に対し、「訪問入浴サービス」、「理美容サービス」や「寝具洗濯・乾燥サービス」を提供します。	訪問入浴 160回	237回
(4)日常生活用具給付等		
重度の障害者の日常生活の便宜を図り、生活の質を向上するため、介護訓練支援用具等の給付や貸与を行います。また、必要な人が適切に利用できるよう、使用方法や修理などの情報提供や相談の充実を図ります。	実施	充実
(5)支援者の育成と資質向上への支援		
障害特性や障害者のニーズに応えられるヘルパーを養成するため、事業所で行う研修時に専門職員を派遣したり、通所施設での体験研修に参加できる機会を設けるなどの支援を行います。また、求人募集をする際の支援や、すぎなみ地域大学等と連携して、有資格者の掘り起こし等、地域の障害者の生活を支えるボランティアを育成していきます。障害特性や障害者のニーズに応えられるヘルパーを養成するため、事業所で行う研修時に専門職員を派遣したり、通所施設での体験研修に参加できる機会を設けるなどの支援を行います。また、すぎなみ地域大学と連携するなどして、地域の障害者の生活を支えるボランティアを育成していきます。	実施	充実
(6)障害者の疾病予防		
生活習慣病予防対策として、区内障害者施設の利用者を対象に障害者施設健診事業を実施し、個別保健指導や健康相談につなげていきます。肢体不自由児者の二次障害や機能低下を防止するために、理学療法士や作業療法士により、一人ひとりにあったきめ細かな補装具相談やリハビリプログラムを実施します。 また、精神疾患の悪化防止には、治療継続や服薬管理が重要です。訪問看護の利用を促進し、服薬管理等の医療面のサポート体制を強化していきます。	実施	充実

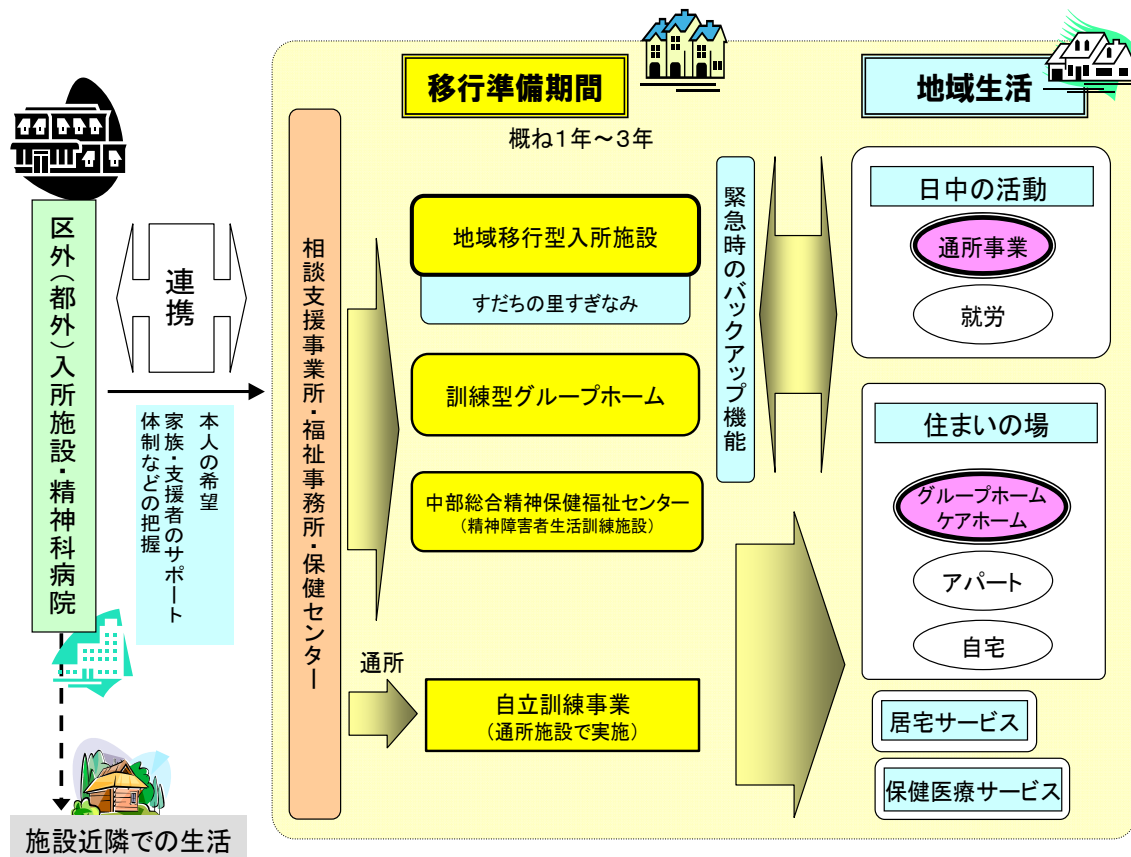


## 推進プラン4 入所施設（長期入院）から地域生活への移行促進

これまで、比較的重度の障害者の中には、住み慣れた地域や家族から離れて、遠隔地にある施設や病院を生活の場とせざるを得ない状況がありました。また、地域の受入条件が整えば、退院可能な精神障害者が長期にわたり入院している状況があります。

施設入所や入院でなくても地域で安心して生活できるよう、関係機関が地域移行を推進するための体制を整備し、本人の意向を尊重した地域生活への移行を積極的に促進します。

### 入所施設・長期入院から地域生活への移行



#### 【目標】

##### ○障害者入所施設からの地域移行

	平成 19 年度 (実績)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 25 年度
地域移行者数	7 人	13 人	14 人	14 人	15 人
累計	—	(13 人)	(27 人)	(41 人)	(70 人)
施設入所者数	308 人	308 人	300 人	294 人	284 人
都外施設入所者数	156 人	149 人	143 人	137 人	130 人
構成比	50.6%	48.4%	47.7%	46.6%	45.8%

○精神科病院からの退院促進

	平成 19 年度 (実績)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 25 年度
退院促進者数	2 人	10 人	10 人	10 人	10 人
累 計	—	(10 人)	(20 人)	(30 人)	(50 人)

○主要事業

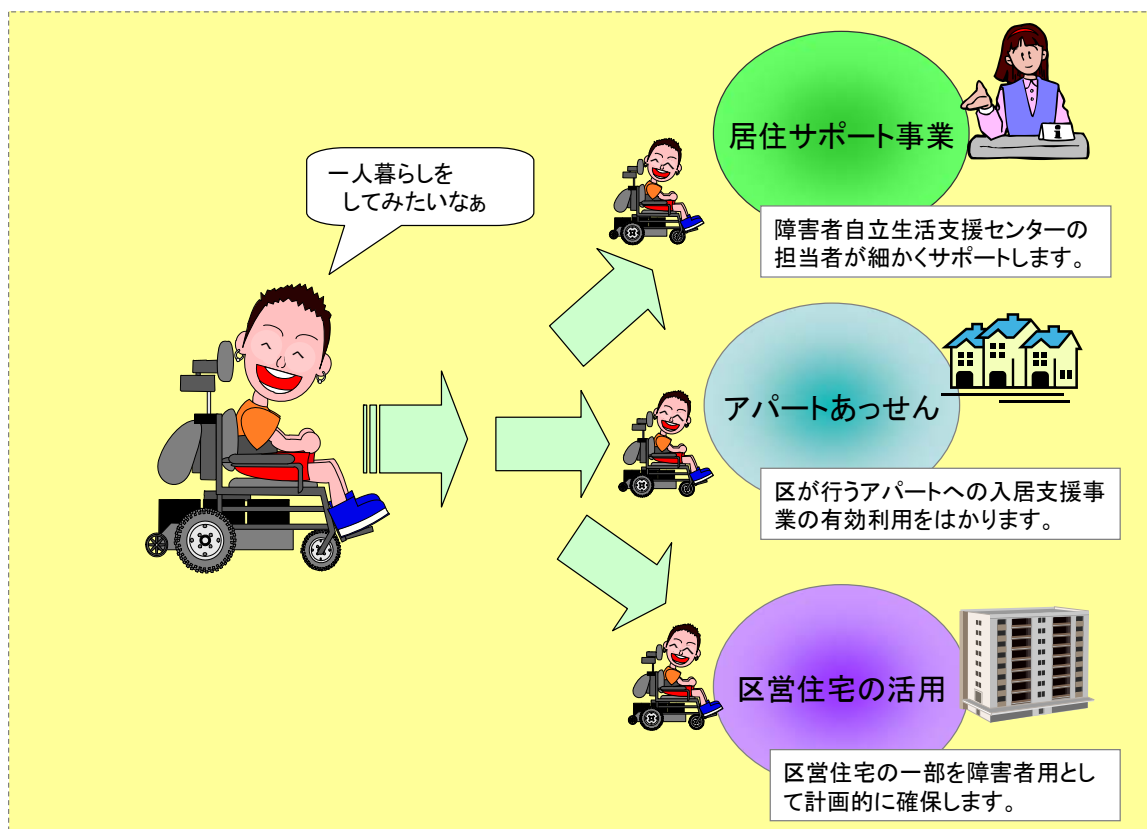
事業名	事業内容・確保策	19 年度末 現況	25 年度末 目標
(1) 入所施設から地域生活への移行促進			
	障害者入所施設の利用者の中には、地域において必要な支援や条件を整えば区内のグループホーム・ケアホームなどでの生活が可能の方がいます。地域移行型入所施設であるすだちの里すぎなみの活用や、ケアマネジメント手法による相談支援を基にして、積極的に施設入所者の地域移行を促進していきます。	7 人	平成 21 年度 からの累計 70 人
(2) 精神障害者の退院促進			
	退院可能な長期入院患者のうち希望する方に対し、自立生活支援センターを中心としたケアチームを設置し、住居の確保や地域生活を継続するための必要な支援を行います。具体的には、退院にあたっての不安を解消するため、退院前に通所施設の体験や当事者サポーターとの交流等を行います。また、退院後は、保健センターが訪問看護事業所、医療機関と連携して、療養支援を行います。	2 人	平成 21 年度 からの累計 50 人
(3) 地域移行支援体制の強化			
	地域自立支援協議会の中に設置する地域移行促進部会において、地域移行の実例の検証や課題整理を行うとともに、関係機関とのネットワークの構築を図るなど、地域移行支援体制を強化していきます。 また、地域での主な移行先となるグループホームやケアホームの整備を進めていきます。	実施	充実

## 推進プラン5 住まいの場の確保支援

障害者が、アパート等での一人暮らしを希望しても、条件にあった賃貸物件が探しづらい状況にあります。

アパート等の賃貸物件に関する情報や居住後の生活支援、また区営住宅を活用した福祉住宅について検討し、障害者の住まいの場に関して確保と支援を進めていきます。

### 一人暮らしを希望する方への支援策



#### ○主要事業

事業名	事業内容・確保策	19年度末 現況	25年度末 目標
(1) 居住サポート事業の実施			
	施設や病院などから地域移行する方や一人暮らしを希望する方に対して、单身生活をサポートするため、アパート等の賃貸物件の情報提供、契約手続やその後の見守りなどの生活支援を行う居住サポート事業を自立生活支援センターへの委託により実施します。	実施	充実

(2) アパートあっせん事業・入居支援		
新しく障害者が対象者として加わった「高齢者等アパートあっせん事業」や「高齢者等入居支援事業」を有効に利用できるように、自立生活支援センターを中心に障害者を支援していきます。	実施	充実
(3) 区営住宅の活用		
障害者が、地域で継続して生活をおくるための住宅施策の推進に向けて、区営住宅の一部を障害者用として計画的に確保していきます。	実施	充実



## 推進プラン6 援助のある安心な生活の場の確保

自宅やアパートなどでの生活が難しい障害者が、住み慣れた地域で生活を継続していくためには、グループホーム・ケアホーム（グループホーム等）の確保が重要です。今後、介護者や障害者本人の高齢化に伴い、グループホーム等の重要性が増していくことが考えられます。このため、家賃助成や運営費補助などの支援を行うとともに、グループホーム等の立ち上げ時の支援を強化し整備を進めます。また、世話人や生活支援員に対する研修会の実施などによりサービスの質の向上にも努めていきます。さらに、重度の身体障害者を対象とするグループホームや入所施設の整備を進めます。

### 援助のある安心な生活の場の確保



#### ○主要事業

事業名	事業内容・確保策	19年度末 現況	25年度末 目標
(1) グループホーム・ケアホームの確保			
① 知的・精神障害者のグループホーム・ケアホームの整備			
	自立した生活を希望する方や入所・入院から地域生活への移行に対応するため、グループホーム等の整備を都の補助制度を活用しながら、NPO法人や社会福祉法人などと連携し進めます。また、グループホーム等のサービスの質を確保し、運営をバックアップするための体制やシステムを構築していきます。	知的 GH・CH 23ヶ所 精神 GH・CH 6ヶ所	42ヶ所  12ヶ所

②身体障害者のグループホームの整備		
重度の身体障害者が、地域生活を継続できるよう必要な体験ができるグループホームが、現在、区内に1ヶ所あります。身体障害者のグループホームの事業運営や整備手法を検証するとともに、身体障害者の入所施設の利用状況などを踏まえて、身体障害者のグループホームを整備します。	1ヶ所	2ヶ所
(2)グループホーム等のサービスの向上と事業者支援		
区内にあるグループホーム等に従事する世話人や生活支援員の資質を向上し、サービスの質を高めるための研修会や情報交換会などを開催します。質の高いサービスを提供できるよう、世話人のバックアップ体制や事業者相互の連携体制などについて検討します。また、グループホーム等の施設整備のあり方や運営方法などに関するガイドラインを利用者や事業者からの意見を取り入れるなどして作成します。	実施	充実
(3)重度身体障害者入所施設の整備		
社会福祉法人が、重度の身体障害者を対象とする入所施設を平成21年度に開設します。この整備や運営に係る費用の一部を区が補助します。施設は、重複障害者や医療的ケアが必要な方も対象とし、自宅などでの介護が難しい方が入所します。施設入所支援事業のほか短期入所事業や通所事業を実施し、在宅での身体障害者を支援する施設としても運営していきます。	整備	平成21年度 開設

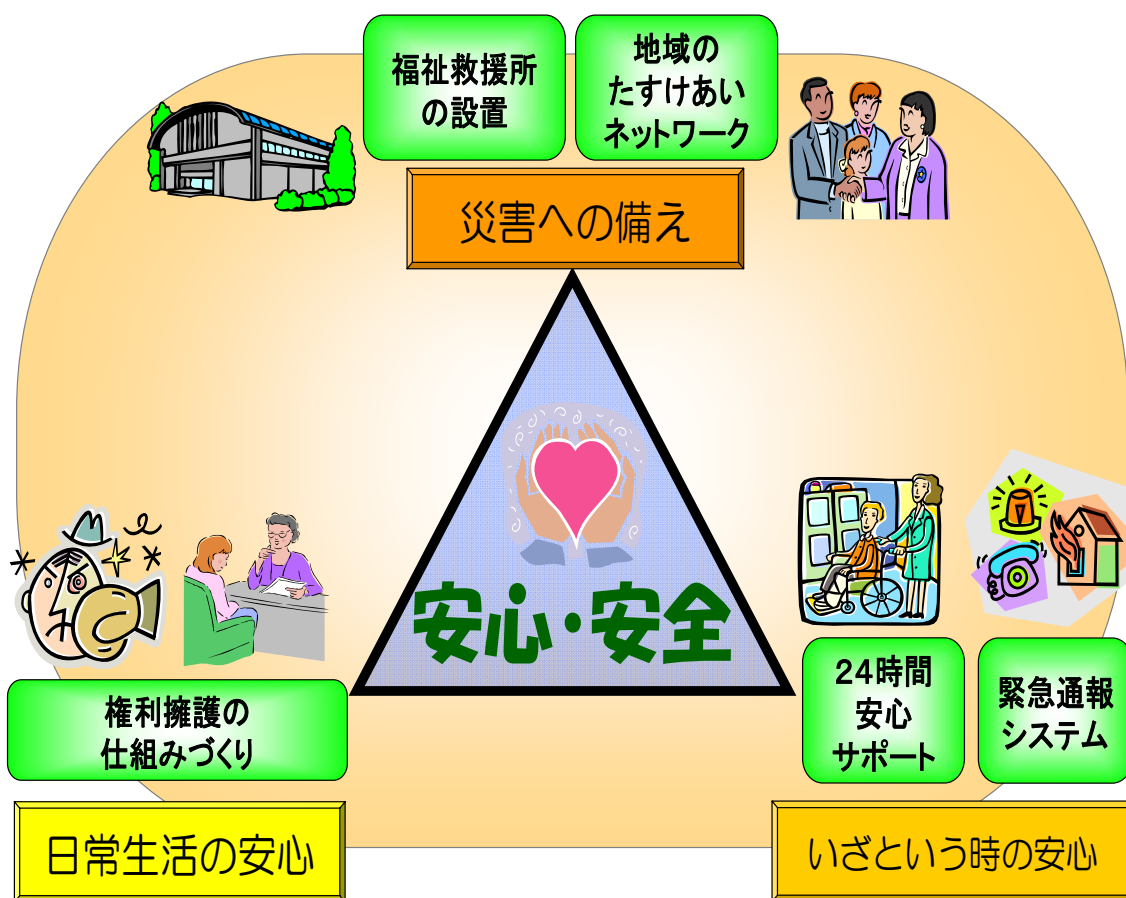
### ケアホーム

認定区分が2以上の知的障害者と精神障害者を対象とし、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の世話を提供する支援法によるサービスです。グループホームに比べて障害の重い方を対象としています。区内には、支援法に基づかない重度身体障害者のグループホームや知的障害者の体験を目的とするグループホームがあります。

## 推進プラン7 安全安心な地域生活の確保

障害者が、安全で安心な地域生活を送るため、緊急時や災害時などに備えて、障害者を支援する体制を整備し充実していきます。  
また、障害者に対する虐待防止や権利擁護に関する仕組みをつくります。

### 安全安心な地域生活の確保



○主要事業

事業名	事業内容・確保策	19年度末 現況	25年度末 目標
(1)24時間安心サポート事業の拡充			
	介護者の急病や急用など緊急的な支援が必要になった時に、障害者の安全を守るなどの支援を行う24時間安心サポート事業を実施します。	実施	充実
(2)災害時要援護者支援対策の充実強化			
	災害時に自力で避難することが困難な障害のある方(災害時要援護者)を、「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」制度による、震災救援所運営連絡会を拠点とした地域の関係者による協力・連携体制を柱として、多角的に支援するための施策を拡充します。 災害時に特別な支援を必要とする要援護者の受け入れのための「福祉救援所」の設置や、地域の防火・減災対策のための障害者世帯への火災警報器等取付の助成を行います。	実施	充実
(3)位置検索システム			
	在宅の知的障害者が、行方不明等になった時に早期発見と安全確保のため、介護する方に対し、位置情報端末機器を貸与します。	実施	実施
(4)緊急通報・火災安全システム			
	一人暮らしをする身体障害者が、自宅で急病や事故などに遭われた時に対応するための通報機器を貸与します。また、通報機器により東京消防庁へ通報し、地域の協力体制により救助する仕組みの普及を図ります。	実施	実施
(5)障害者の虐待防止、権利擁護の仕組みづくり			
	障害者に対する虐待・暴力や経済的被害などに関しては、潜在化する場合があります。自立生活支援センター、成年後見センターや福祉事務所などとの連携体制を強化するとともに、対応した事例を地域自立支援協議会の相談支援部会で検証し、虐待防止や権利擁護につなげる仕組みをつくります。	—	実施・充実



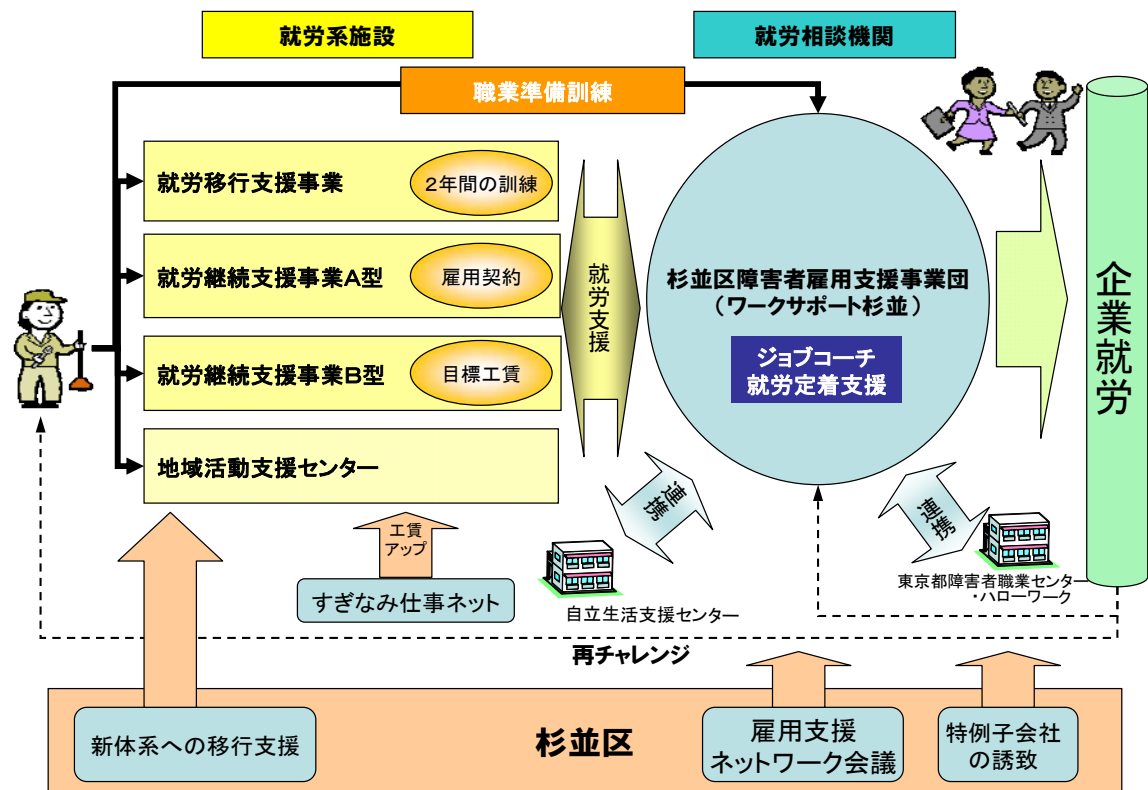
## 推進プラン8 雇用の場の拡大・就労支援の促進

障害者の就労に対する希望に応えるため、一人ひとりの能力や個性に合わせたきめ細かな就労支援に努めます。

杉並区障害者雇用支援事業団を中心として就労支援関係機関と連携を図りながら就労を促進していきます。また、安定して就労が継続できるように定着支援を充実していきます。

一般就労に結びつかなくても、作業所等の工賃が向上するように取り組んでいきます。

### 障害者の一般就労に向けた支援体系



#### 【目標】

##### ○福祉施設からの就職者数

	平成19年度 (実績)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成25年度
就職者数	29人	50人	50人	50人	50人
累計	—	(50人)	(100人)	(150人)	(250人)

#### トライアル雇用(障害者試行雇用)

紹介された事業所で働き続けることができるか不安があるという方のために、3ヶ月の間、試行雇用(トライアル雇用)のかたちで事業所に雇ってもらい、ためしに働いてみる制度です。就職に対する不安を軽減し、事業主と障害者の相互の理解を深め、その後の常用雇用を目指します。

○主要事業

事業名	事業内容・確保策	19年度末 現況	25年度末 目標
(1)多様な企業就労形態の活用			
	<p>特例子会社等や短時間就労、トライアル雇用など多様な場や就労形態を活用して就労の拡大を図り、障害の重い方の雇用も拡充していきます。</p> <p>就労の体験実習を一般就労促進のための重要なステップと位置づけ、区役所実習だけでなく企業内実習の拡充など働く体験の機会と実践的な就労体験の場を増やし、障害者が自信を持って就職できるよう充実に努めていきます。また、企業実習をする障害者には実習奨励金を出し、実習への意欲を高めます。</p>	<p>実習生 56人</p>	<p>60人</p>
(2)企業開拓と就労定着支援の充実			
①雇用開拓専門員の配置			
	<p>障害者雇用支援事業団に雇用開拓専門員を配置するとともに企業が障害者を積極的に雇用してもらえるよう、相談・助言や情報提供などをハローワークとが連携して働きかけていきます。また、区内企業の障害者雇用が促進されるよう産業団体や中小企業主に対する情報提供・啓発に取り組みます。</p>	<p>雇用開拓専門員 1人</p>	<p>1人</p>
②ジョブコーチ・定着支援アドバイザーの充実			
	<p>障害者雇用支援事業団のジョブコーチが障害者の就労支援とともに企業に対し障害者雇用にあたっての仕事内容や職場環境改善を助言・提案するほか、就職後の障害者のアフターケアとして定着支援アドバイザーによる職場訪問や企業・障害者からの相談対応など定着支援に努めていきます。また、就職後の生活に関する相談や支援を自立生活支援センターと連携して行い、安定した生活を送れるよう支援していきます。</p>	<p>ジョブコーチ 3人</p>	<p>3人</p>
③チャレンジ雇用の実施			
	<p>区において知的障害者等のチャレンジ雇用を実施し、障害者雇用支援事業団、ハローワーク等と連携を取りながら、一般就労につながるようにしていきます。</p>	<p>—</p>	<p>平成25年度 累計4人</p>

**障害者雇用開拓専門員**

企業や商店会を訪問し、障害者雇用の実例等制度情報提供とともに一件ごとに企業や商店会の実態に応じた雇用の可能性の発掘と、実習・雇用実現のため専任して働きかける者。(区独自の制度)

**ジョブコーチ**

障害者が職場に適應できるよう、職場に直接出向いて支援を行うと同時に、事業主や従業員に対して障害者の職場適應に必要な助言を行う人または制度。就労支援者。

**チャレンジ雇用**

国の各省庁や各自治体において、障害者を1年以内の期間を単位として短期雇用し、1年から3年の業務の経験を踏まえて一般企業への就職の実現をはかるもので、国が推進している。

<b>(3) 就労情報の強化</b>		
<b>①就職情報の効果的活用と共有化</b>		
<p>就労希望の障害者や企業の求人に関する情報を障害者雇用支援事業団に集めることで、迅速・的確に求人对応ができる仕組みを構築するとともに、適切なジョブマッチングにより、就職した障害者が職場に適応できるように努めていきます。</p> <p>また、就労移行支援や就労継続支援、相談支援を行う施設と連携して、ネットワークを構築・運用することにより、これらの関係機関での就労情報の共有化を図っていきます。</p>	実施	充実
<b>②就労移行支援事業プログラムの構築</b>		
<p>就労移行支援に取り組む施設に対して、区と障害者雇用支援事業団が連携して、施設利用者に係る就労移行支援プログラムの作成など、施設への支援を行っていきます。</p> <p>また、障害者にその能力・適性等に応じた訓練の場を提供することで一般就労に向けた効果的な支援ができるよう、就労移行支援と就労継続支援を実施する施設間の相互の連携や情報交換の充実を図ります。さらに施設が利用者を安定的に確保できるような仕組みをつくっていきます。</p>	実施	充実
<b>③ネットワークを活用した就労支援</b>		
<p>雇用支援ネットワークを充実し、共通のアセスメントシートを活用して就労に関する実例を検証するなど、障害者就労に取り組む施設と連携して就労支援の仕組みを構築していきます。また、施設での一般就労に向けた取組を促進するため、セミナー等を実施していきます。</p>	実施	充実
<b>(4) 工賃アップのための取り組みの支援</b>		
<p>就労継続支援など通所事業所の利用者の工賃が、向上するよう支援を行います。</p> <p>作業を行う事業所の連携や情報の共有、共同受注や自主生産品の質的向上を目的とした「すぎなみ仕事ねっと」を有効活用し、区からの発注量の増加などにより受注量の拡大や自主生産品の販路拡大に努めます。また、経営の専門家のアドバイスをもらうなど、戦略的に取り組める仕組みを作っていきます。</p>	自主精算品の開発・拡大	工賃 2.5倍

#### すぎなみ仕事ねっと

障害者が働く授産施設や作業所が参加して、障害者の工賃アップに共同で取り組むネットワーク。各施設や企業・NPO等にも参加を呼びかけながら、企業からの共同受注や付加価値の高い自主製品の共同開発などに取り組んでいる。平成20年8月現在17施設が加盟している。

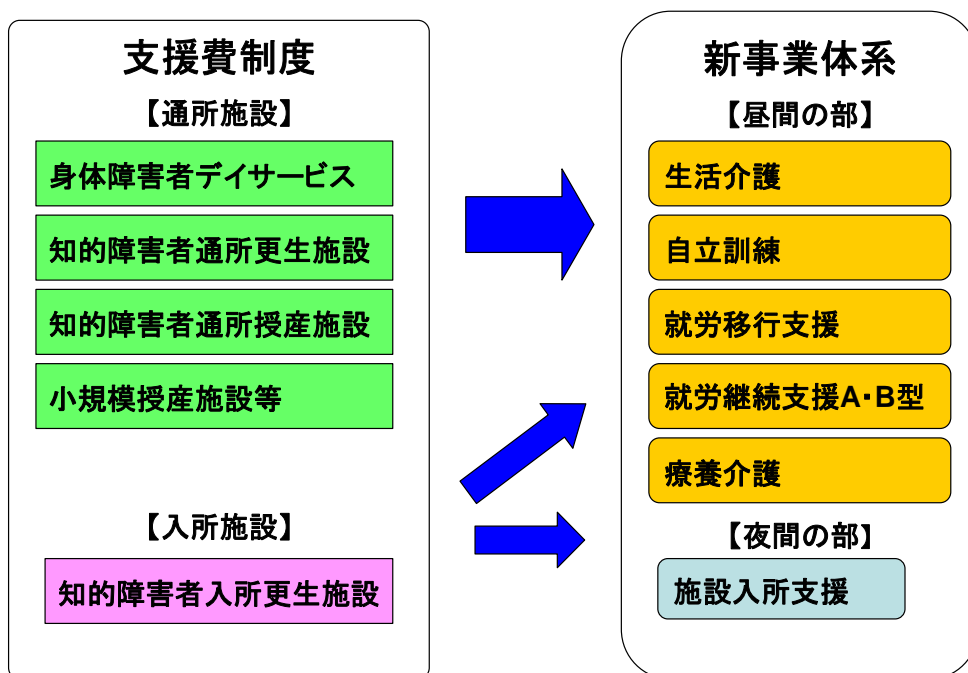
## 推進プラン9 日中活動の場の再編整備

平成23年度末までは、障害者自立支援法の施行に伴う新しい事業体系への移行期にあり、通所施設と連携して障害者の多様なニーズに対応可能な事業体系へ移行するよう再編整備に努めます。

また、主に障害児を対象とする日帰りショートステイや児童デイサービスなどの日中活動の場については、子ども・教育分野など他施策と連携して仕組みを整理し充実していきます。

また、中途障害のリハビリテーション等を充実するとともに、発達障害などの障害を持つ方の日中活動を支援していきます。

### 支援費制度から新事業体系への移行イメージ（施設サービス）



#### 就労継続支援A型

一般就労が困難な障害者に対し、生産活動等の活動の機会の提供や、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練などの支援を行う事業所です。なお、就労継続支援A型のうち雇用有の事業所では、利用者との雇用契約を締結し労働基準法の適用を受けます。

○主要事業

事業名	事業内容・確保策	19年度末 現況	25年度末 目標
(1)通所施設の整備と支援			
①生活介護・生活訓練型の通所事業所			
障害が重くても、また加齢によって機能が低下しても、日々の活動を充実することにより、いきいきとした生活をおくれるよう、比較的重度の障害者を対象とする生活介護事業などの通所施設の整備に努めていきます。また、通所施設での事業の充実を施設と連携して進めていきます。なお、自立支援給付による通所施設への移行が難しい小規模な作業所は、地域活動支援センターとして再編整備します。	生活介護	95人	530人
	療養介護	2人	3人
	地域活動支援センター	23人	78人
②就労型の通所事業所			
就労の意欲や能力のある障害者に対しては、一般就労に向けた取組や能力に応じた作業などを行う就労支援型の事業などの通所施設の確保に努めます。就労移行支援や就労継続支援A型への事業移行を積極的に働きかけていきます。	就労移行支援	8人	55人
	就労継続支援A型	1人	30人
	就労継続支援B型	60人	565人
(2)重度知的障害者通所施設の整備			
重度の知的障害者の通所施設について、利用数の増員などの充実を図るため、区内の通所施設を運営する法人と連携して、重度の知的障害者を対象とする通所施設を整備します。	—		平成21年度 開設
(3)障害児の日中支援（児童デイサービスの充実・地域デイサービスの充実） ※7ページに掲載			
(4)日中一時支援事業（日帰りショートステイ）			
日中において介護者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害児等に対して、日中の活動を確保し、障害児等の家族の就労支援及び障害児等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業です。社会福祉法人やNPO法人などと連携してサービスの充実に努めていきます。	利用者数 36人		58人
(5)中途障害者のリハビリテーションの充実			
高次脳機能障害者など中途障害者の退院後の心身のリハビリテーションについて、地域での自立生活ができるように支援します。個々に目標を設定し、専門職が評価を行い、中途障害者の特性に合わせた今後の生活について、関係機関と連携しながら支援の充実を図っていきます。	実施		充実

## 推進プラン 10 社会参加の促進

障害者の社会参加を支援することは、本人の自己実現に留まらず、障害のある人もない人も共に生きるまちの実現につながっていきます。移動やコミュニケーション手段の確保、障害者同士の活動の支援、さらに多様な講座の開催など、積極的に社会への参加が図れるよう支援に取り組みます。

特に、様々な活動に参加するための移動支援は、障害が重くても積極的に外出が可能となるよう、担い手を養成するとともに、サービスの質を高めていきます。

### 社会参加の促進

#### 外出の支援



#### コミュニケーション支援



#### 障害者区議会



#### 福祉交通システム



### 心のバリアフリー

**障害者の社会参加の促進は、共に生きるまち(共生社会)の実現への第1歩です**

○主要事業

事業名	事業内容・確保策	19年度末 現況	25年度末 目標
(1)外出の支援			
①移動支援			
	障害者の社会参加を促進するために、外出の際に付き添いを行うヘルパーなどの有資格者を派遣する「移動支援」を提供します。利用実績が堅調な伸びが続いており、今後の需要の伸びが推測されることから、安定したサービス提供ができるよう体制確保とサービスの質の向上に努めます。	6,659時間 (通学等の支援を含む)	10,226時間 (通学等の支援を含む)
②通学等の支援			
	これまで移動支援として実施してきた通学等のための支援を、別の事業として実施します。通学等の際の付き添いをヘルパーなどの有資格者のほか、ボランティアなどの地域の人材が参加できる事業としての仕組みをつくります。	—	平成21年度 から実施
③福祉交通システムの充実			
	バスや電車など一般公共交通機関を利用することが困難な方の外出に関する相談・情報提供などを行う「杉並区移動サービス情報センター」を平成19年10月に開設し、福祉交通システムの基本的な枠組みを構築しました。今後は、センターを中心とした情報収集・発信機能の強化や関係事業者との連携を進めるとともに、福祉タクシー券交付事業、リフト付タクシー運行事業等の関連施策との調整を図りながら、移動困難者に対する外出機会の確保に向けた取り組みを拡充していきます。	実施	充実
(2)コミュニケーション支援			
①手話・要約筆記の派遣			
	聴覚や言語機能などに障害があり、意思疎通に支障のある障害者に、手話通訳や要約筆記者を派遣します。手話通訳者や要約筆記者の養成や講習会を実施して人材の育成に努めていきます。	手話通訳者派遣 36回	70回
②それ以外のコミュニケーション支援の検討			
	視覚障害者のための代読や点訳、また筋萎縮性側索硬化症の方、知的障害者、高次脳機能障害者などに対するコミュニケーション支援について研究、検討して施策の充実を図ります。	—	実施・充実

<b>(3)多様な講座・交流の場の整備</b>		
学習や趣味活動のための多様な講座の開催や、障害者同士との交流の場の確保などについて、障害者の希望を取り入れて企画・実施します。	実施	充実
<b>(4)障害当事者の区政への参加</b>		
障害者が、直面する課題や社会環境の状況を区民に公表し理解を得る機会として、障害者区議会などを開催します。 また、障害者福祉推進協議会や自立支援協議会をはじめ、障害者が一市民として協議会などへ参加し発言できる環境を推進するなど、ノーマライゼーション理念の定着拡大を図ります。	実施	充実
<b>(5)障害者活動の支援</b>		
障害者が主体的な活動をしやすい環境づくりを進めるため、障害者との話し合いを基本とし、活動場所、支援者、グループの紹介などの様々な情報提供を障害者福祉会館、障害者交流館、自立生活支援センター等が中心となって行っていきます。	実施	充実
<b>(6)生活支援・社会参加促進事業の充実</b>		
障害者の日常生活に必要な訓練や援助など本人活動のための支援や、障害者に対するボランティア活動のための支援を行い、障害者の生活の質的向上を図ります。 また、障害者が参加するスポーツや芸術文化活動に係る講座などについて、内容や情報提供の充実に努めていきます。	実施	充実
<b>(7)心のバリアフリー化の推進</b>		
障害の有無にかかわらず、一人ひとりが互いに個性を尊重し支え合う地域社会を実現するためには、相互理解はもとより障害に対する正しい理解と認識を深めることが不可欠です。 これまで、「ハート・プラス」ワッペンの作成、体験学習やバリアフリー協力店の登録などを行ってきました。今後もさらに、障害者に対する理解を深める視点に立ち心のバリアフリーを推進していきます。	実施	充実

### ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、区別されることなく、ともに社会の中で生活するのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方です。



## 【別表】支援法によるサービス見込量

支援法で規定している障害福祉サービス（相談支援を含む）と地域生活支援事業の計画期間及び平成25年度末のサービス見込量について、障害者基礎調査で把握した利用意向やこれまでの利用実績から次のとおり推計しました。

### ○障害福祉サービス・相談支援

サービス名		計画(見込み量)				
		21年度	22年度	23年度	25年度	
訪問系サービス	居宅介護	身体介護	240人 3,363時間分	250人 3,561時間分	260人 3,758時間分	280人 4,153時間分
		家事援助	185人 1,751時間分	191人 1,917時間分	197人 2,083時間分	209人 2,414時間分
	重度訪問介護	48人 10,955時間分	49人 11,275時間分	49人 10,755時間分	48人 9,714時間分	
	重度障害者等包括支援	0人 0時間分	0人 0時間分	2人 840時間分	6人 2,520時間分	
	行動援護	12人 360時間分	14人 416時間分	15人 472時間分	18人 584時間分	
	訪問系サービス 計	485人 16,430時間分	504人 17,169時間分	523人 17,907時間分	561人 19,385時間分	
	日中活動系サービス	通所系サービス	生活介護	320人	450人	520人
自立訓練(機能訓練)			21人	22人	27人	30人
自立訓練(生活訓練)			16人	16人	18人	20人
就労移行支援			40人	50人	52人	55人
就労継続支援 A型			5人	10人	15人	30人
就労継続支援 B型			345人	550人	555人	565人
療養介護			3人	3人	3人	3人
経過措置施設			160人	0人	0人	0人
法定外通所施設			103人	64人	0人	0人
児童デイサービス			105人	105人	115人	115人
通所系サービス 計		1,118人	1,270人	1,305人	1,348人	
短期入所	110人 550人日分	112人 560人日分	114人 570人日分	118人 590人日分		
居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)	65人	77人	100人	115人	
	共同生活介護(ケアホーム)	115人	136人	140人	168人	
	法定外グループホーム	23人	23人	23人	14人	
	グループホーム等計	203人	236人	263人	297人	
	施設入所支援	130人	209人	294人	284人	
	経過措置施設	190人	104人	0人	0人	
	入所施設計	320人	313人	294人	284人	
相談支援(サービス利用計画作成)	12人	20人	27人	42人		

※ 各年度の数値は、平成23・25年度が年度末、その他の各年度が10月利用分の推計値を示しています。

※ 2段で表示してあるものは、上段が利用者数、下段がサービス利用量を示しています。

※ 経過措置施設は、障害者自立支援法による新しいサービス体系への移行が平成23年度末まで経過措置とされている施設です。

※ 法定外通所施設は、障害者自立支援法による新しいサービス体系への移行が当該年度において見込めない小規模作業所などの利用者数を示しています。

※ 法定外グループホームは、障害者自立支援法による新しいサービス体系への移行が当該年度において見込めない既存のグループホームの利用者数を示しています。

○地域生活支援事業

サービス名	(単位)	計画(見込み量)			
		21年度	22年度	23年度	25年度
(1)相談支援事業					
①障害者相談支援事業所	(設置数)	6ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所
②地域自立支援協議会	(設置数)	1団体	1団体	1団体	1団体
③居住サポート事業	(件数)	6ヶ所	6件	6件	6件
④成年後見制度利用助成事業	—	実施	実施	実施	実施
(2)コミュニケーション支援					
①手話通訳者派遣	(月間派遣回数)	50回	55回	60回	70回
②要約筆記者派遣	(月間派遣回数)	6回	7回	8回	10回
(3)日常生活用具給付					
①介護訓練支援用具	(年間件数)	28件	30件	32件	36件
②自立生活支援用具	(年間件数)	58件	60件	62件	66件
③住宅療養等支援用具	(年間件数)	35件	35件	37件	39件
④情報・意思疎通支援用具	(年間件数)	150件	170件	180件	200件
⑤排泄管理支援用具 ※	(年間件数)	9,450件	9,550件	9,650件	9,850件
⑥住宅改修費	(年間件数)	28件	28件	30件	32件
(4)移動支援事業(通学等の支援を含む)	(月間利用者数)	428人	444人	461人	494人
	(月間利用時間)	8,167時間	8,833時間	9,285時間	10,226時間
(5)地域活動支援センター	(月間利用者数)	38人	78人	78人	78人
(6)盲人ホーム	(月間利用者数)	12人	12人	13人	14人
(7)訪問入浴サービス	(月間利用者数)	70人	71人	72人	74人
	(月間利用回数)	210回	217回	223回	237回
(8)日中一時支援事業 (日帰りショートステイ)	(月間利用者数)	52人	54人	55人	58人
	(月間利用日数)	55人日分	57人日分	59人日分	63人日分
(9)生活サポート	(月間利用者数)	2人	3人	3人	5人
	(月間利用時間)	20時間	30時間	30時間	50時間
(10)更生訓練費・施設入所者就職支度金給付					
①更生訓練費給付事業	(月間利用者数)	25人	26人	26人	27人
②施設入所者就職支度金給付事業	(年間利用者数)	2人	2人	3人	4人
(11)生活支援事業					
①日常生活に関する講座	(年間件数)	12件	13件	13件	14件
②本人活動の交流会等	(年間件数)	42件	43件	44件	46件
③寝具乾燥サービス	(月間利用者数)	12人	12人	13人	14人
	(月間利用回数)	108回	108回	117回	125回
④理美容サービス	(月間利用者数)	105人	108人	115人	117人
	(月間利用回数)	323回	338回	350回	357回
⑤重度心身障害者ヘルパー特別派遣	(年間利用者数)	3人	3人	3人	3人
⑥重度脳性麻痺者介護事業	(月間利用者数)	45人	45人	45人	45人
	(月間利用回数)	6,300回	6,300回	6,300回	6,300回
⑦知的障害者位置探索システム	(登録者数)	41人	43人	45人	49人
	(月間利用件数)	248件	256件	264件	280件
⑧緊急通報・火災安全システム	(設置台数)	69台	70台	71台	73台
(12)社会参加促進事業					
①スポーツ・芸術文化催し等	(年間件数)	30件	31件	31件	32件
②自動車運転免許取得助成	(年間利用者数)	7人	7人	7人	8人
③自動車改造費助成	(年間利用者数)	7人	7人	7人	8人

※ 各年度の数値で1ヶ月を単位とする場合は、平成23・25年度が年度末、その他の各年度が10月利用分の推計値を示しています。

※ 排泄管理支援用具は、「おむつの支給」を含んだ数値です。

※ 日中一時支援事業(日帰りショートステイ)の利用日数は、日数換算した数値です。

## 第4章 計画の推進に向けて

### 1 計画達成状況の点検・評価と推進体制

- 庁内に計画推進のための組織として、障害保健福祉関係者で構成する「障害者地域生活支援施策推進会議」において計画を推進していきます。
- 年度ごとに、計画の達成状況を把握し、点検・評価を行うとともに、評価結果について、区広報や公式ホームページに掲載し、広く区民の意見を求めています。
- 相談・教育・就労・サービス事業者などで構成する地域自立支援協議会において、相談事例などの中から、計画に係る内容について集約し、計画の見直しにつなげていきます。
- 障害者団体や学識経験者などで構成する「障害者福祉推進協議会」において、障害施策や計画の推進に関する意見等を求め、施策等に反映していきます。

### 2 国や東京都との連携

計画の見込み数値や事業所の指定などについて、東京都障害福祉計画と必要な調整を図り、区の障害者計画・障害福祉計画が円滑に進むようにしていきます。

また、他の区や東京都と協力して、障害者福祉施策の充実や制度の見直しなどについて、必要に応じて国に要望していきます。

## <参考資料>

### ○第 1 期障害福祉計画に係る見込み量と目標数値の状況について（～平成 19 年度）

#### 1 障害者数の推移

手帳種別	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
杉並区人口（4月1日現在）	512,589人	513,977人	517,811人	520,957人	525,583人
<b>身体障害者手帳所持者数</b>	<b>11,579人</b>	<b>11,509人</b>	<b>11,966人</b>	<b>12,249人</b>	<b>12,419人</b>
（うち18歳未満所持者数）	（236人）	（229人）	（239人）	（232人）	（256人）
人口比	2.26%	2.24%	2.31%	2.35%	2.36%
肢体不自由	6,110人	6,019人	6,195人	6,243人	6,349人
内部障害	3,318人	3,382人	3,622人	3,802人	3,904人
視覚障害	996人	977人	997人	1,010人	992人
聴覚・平衡機能障害	905人	891人	903人	918人	915人
音声・言語、咀嚼機能障害	250人	240人	249人	276人	259人
<b>知的障害者手帳所持者数</b>	<b>1,597人</b>	<b>1,648人</b>	<b>1,720人</b>	<b>1,780人</b>	<b>1,843人</b>
（うち18歳未満所持者数）	（353人）	（387人）	（409人）	（422人）	（437人）
人口比	0.31%	0.32%	0.33%	0.34%	0.35%
<b>精神障害者保健福祉手帳所持者数</b>	<b>943人</b>	<b>1,229人</b>	<b>1,509人</b>	<b>1,357人</b>	<b>1,524人</b>
人口比	0.18%	0.24%	0.29%	0.26%	0.29%
<b>合 計</b>	<b>14,119人</b>	<b>14,386人</b>	<b>15,195人</b>	<b>15,386人</b>	<b>15,786人</b>
人口比	2.75%	2.80%	2.93%	2.95%	3.00%

※数値は、各年度4月1日時点の数値を示しています。ただし、精神保健福祉手帳所持者数は、前年度の3月末の数値を示しています。

平成16年度から平成20年度までの5ヶ年において、各手帳所持者は、平成19年度の精神障害者保健福祉手帳所持者が減少したのを除くと増加しています。

各手帳所持者においては、身体障害者手帳所持者が全体の約8割を占め、続いて知的障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の順になっています。平成19年度に精神障害者保健福祉手帳所持者が減少したのは、手帳更新時の手続変更が原因と考えられ、これまでの推移から、今後も増加していくものと推測します。また、18歳未満の手帳所持者は、多少の変動があるものの微増傾向にあります。

## 2 主な障害福祉サービス・地域生活支援事業の利用状況について（～平成19年度）

### 1 サービスの利用実績

#### (1) 障害福祉サービスの見込み量と利用実績

サービス名		（素案） 計画数値				利用実績				
		（平成18年度）	平成19年度	平成20年度	平成23年度	平成18年10月	平成19年3月	平成19年10月	平成20年3月	
訪問系サービス	居宅介護	身体介護	224人 4,162時間分	238人 4,587時間分	248人 4,951時間分	274人 5,138時間分	235人 5,256時間分	230人 4,831時間分	226人 3,994時間分	206人 2,887時間分
		家事援助	170人 1,990時間分	178人 2,078時間分	186人 2,167時間分	210人 2,432時間分	158人 1,934時間分	161人 1,988時間分	179人 1,898時間分	175人 1,657時間分
	重度訪問介護	49人 11,966時間分	50人 11,872時間分	51人 11,788時間分	52人 11,174時間分	40人 11,182時間分	42人 12,457時間分	42人 10,384時間分	46人 10,499時間分	
	重度障害者等包括支援	2人 862時間分	3人 1,282時間分	4人 1,695時間分	10人 4,144時間分	0人 0時間分	0人 0時間分	0人 0時間分	0人 0時間分	
	行動援護	2人 50時間分	5人 129時間分	8人 212時間分	20人 568時間分	1人 2時間分	2人 87時間分	9人 215時間分	10人 300時間分	
	訪問系サービス 計	447人 19,030時間分	474人 19,948時間分	497人 20,813時間分	566人 23,456時間分	434人 18,374時間分	435人 19,363時間分	456人 16,490時間分	437人 15,343時間分	
	日中活動系サービス	生活介護	69人	92人	101人	327人	63人	63人	70人	95人
自立訓練（機能訓練）		12人	19人	21人	39人	1人	4人	4人	5人	
自立訓練（生活訓練）		3人	12人	30人	100人	0人	人	4人	5人	
就労移行支援		5人	28人	52人	160人	3人	3人	7人	8人	
就労継続支援 A型		0人	40人	50人	91人	0人	0人	1人	1人	
就労継続支援 B型		1人	82人	209人	423人	2人	2人	52人	60人	
療養介護		2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	
経過措置施設		503人	417人	308人	0人	456人	441人	427人	392人	
法定外通所施設		339人	279人	105人	0人	354人	371人	284人	287人	
児童デイサービス		80人	88人	96人	130人	69人	78人	77人	73人	
通所系サービス 計		1,014人	1,059人	974人	1,272人	950人	964人	928人	928人	
短期入所	95人 475人日分	100人 500人日分	105人 525人日分	120人 600人日分	86人 372人日分	82人 383人日分	99人 496人日分	99人 500人日分		
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	50人	54人	66人	94人	38人	42人	42人	46人	
	共同生活介護（ケアホーム）	75人	82人	98人	142人	64人	67人	71人	76人	
	法定外グループホーム	27人	27人	27人	25人	27人	26人	27人	27人	
	グループホーム等計	152人	163人	191人	261人	129人	135人	140人	149人	
	施設入所支援	15人	46人	75人	284人	8人	7人	14人	14人	
	経過措置施設	294人	261人	225人	0人	321人	322人	305人	307人	
	入所施設計	309人	307人	300人	284人	329人	329人	319人	321人	
相談支援（サービス利用計画作成）	30人	120人	130人	150人	0人	0人	0人	0人		

※平成18年度の計画数値は、第1期計画素案の公表時の数値を参考として表示しています。以下同じ。

※計画数値は、平成23年度が年度末、その他の各年度10月利用分の見込み量を示しています。

※2段で表示してあるものは、上段が利用者数、下段がサービス利用量を示しています。

※経過措置施設は、障害者自立支援法（以下「支援法」という。）による新しいサービス体系への移行が平成23年度まで経過措置とされている施設です。

※法定外通所施設は、支援法による新しいサービス体系への移行が当該年度において見込めない小規模作業所などの利用者数を示しています。

※法定外グループホームは、支援法による新しいサービス体系への移行が当該年度において見込めない既存のグループホームの利用者数を示しています。

(2) 地域生活支援事業の見込み量と利用実績

サービス名	(単位)	(素案) 障害福祉計画				実績			
		18年度	19年度	20年度	23年度	18年10月	19年3月	19年10月	20年3月
(1)相談支援事業									
①障害者相談支援事業所	(設置数)	3ヶ所	3ヶ所	6ヶ所	7ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
②地域自立支援協議会	(設置数)	1団体	1団体	1団体	1団体	—	—	1団体	1団体
(2)コミュニケーション支援									
①手話通訳者派遣	(月間派遣回数)	50回	52回	54回	60回	41回	29回	34回	36回
②要約筆記者派遣	(月間派遣回数)	1回	3回	5回	6回	0回	1回	3回	9回
(3)日常生活用具給付									
①介護訓練支援用具	(年間件数)	20件	42件	43件	50件	16件		24件	
②自立生活支援用具	(年間件数)	45件	94件	98件	106件	24件		54件	
③住宅療養等支援用具	(年間件数)	28件	58件	61件	67件	17件		34件	
④情報・意思疎通支援用具	(年間件数)	65件	136件	140件	148件	55件		83件	
⑤排泄管理支援用具 ※	(年間件数)	2,300件	4,700件	4,750件	4,900件	2,397件		5,192件	
⑥住宅改修費	(年間件数)	16件	33件	34件	38件	8件		15件	
(4)移動支援事業	(月間利用者数)	264人	270人	275人	290人	330人	351人	412人	419人
	(月間利用時間)	5,337時間	5,580時間	5,819時間	6,510時間	5,639時間	6,055時間	6,496時間	6,659時間
(5)地域活動支援センター									
①作業型	(月間利用者数)	0人	50人	94人	122人	0人	0人	0人	0人
②活動支援型	(月間利用者数)	22人	92人	180人	261人	24人	22人	23人	23人
(6)盲人ホーム	(月間利用者数)	12人	12人	13人	15人	9人	11人	11人	10人
(7)訪問入浴サービス	(月間利用者数)	65人	66人	67人	72人	64人	65人	66人	60人
	(月間利用回数)	166回	233回	239回	256回	149回	156回	190回	160回
(8)日帰りショート	(月間利用者数)	50人	50人	50人	51人	28人	26人	27人	36人
	(月間利用日数)	35人日分	36人日分	38人日分	38人日分	15人日分	22人日分	23人日分	33人日分
(9)生活サポート	(月間利用者数)	2人	3人	5人	10人	0人	0人	0人	0人
	(月間利用時間)	20時間	30時間	50時間	100時間	0時間	0時間	0時間	0時間
(10)更生訓練費・施設入所者就職支度金給付									
①更生訓練費給付事業	(月間利用者数)	25人	26人	27人	31人	25人	25人	22人	16人
②施設入所者就職支度金給付事業	(年間利用者数)	2人	2人	2人	3人	1人	1人	0人	0人
(11)生活支援事業									
①日常生活に関する講座	(年間件数)	5件	7件	8件	10件	8件		12件	
②本人活動の交流会等	(年間件数)	61件	65件	67件	70件	35件		40件	
(12)社会参加促進事業									
①スポーツ・芸術文化催し等	(年間件数)	16件	18件	18件	20件	26件		26件	
③自動車運転免許取得助成	(年間利用者数)	5人	6人	6人	7人	6人		3人	
④自動車改修費助成	(年間利用者数)	5人	6人	6人	7人	6人		5人	

※ 1ヶ月を単位とする実績量・見込量は、各年度10月分の実績量・見込量を示しています。

※ 日常生活用具の平成18年度の実績量・見込量は、平成18年10月以降の半年間を示しています。

※ 日帰りショートの間月間利用日数は、日数換算しています。

(3) 主な障害福祉サービスと地域生活支援事業の進捗状況

進捗状況については、障害福祉サービスの通所系サービスと地域生活支援事業の地域活動支援センターなど内容が類似しているサービスをまとめて記載します。

① 訪問系サービス(移動支援と生活サポートを含む)

サービス名		計画数値				利用実績			
		(平成18年度)	平成19年度	平成20年度	平成23年度	平成18年10月	平成19年3月	平成19年10月	平成20年3月
居宅介護	身体介護	224人 4,162時間	238人 4,587時間	248人 4,951時間	274人 5,138時間	235人 5,256時間	230人 4,831時間	226人 3,994時間	206人 2,887時間
	家事援助	170人 1,990時間	178人 2,078時間	186人 2,167時間	210人 2,432時間	158人 1,934時間	161人 1,988時間	179人 1,898時間	175人 1,657時間
重度訪問介護		49人 11,966時間	50人 11,872時間	51人 11,788時間	52人 11,174時間	40人 11,182時間	42人 12,457時間	42人 10,384時間	46人 10,499時間
重度障害者等包括支援		2人 862時間	3人 1,282時間	4人 1,695時間	10人 4,144時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
行動援護		2人 50時間	5人 129時間	8人 212時間	20人 568時間	1人 2時間	2人 87時間	9人 215時間	10人 300時間
移動支援		264人 5,337時間	270人 5,580時間	275人 5,819時間	290人 6,510時間	330人 5,639時間	351人 6,055時間	412人 6,496時間	419人 6,659時間
生活サポート		2人 20時間	3人 30時間	5人 50時間	10人 100時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
訪問系サービス 合計		713人 24,387時間	747人 25,558時間	777人 26,682時間	866人 30,066時間	764人 24,013時間	786人 25,418時間	868人 22,986時間	856人 22,002時間

※上段が利用者数、下段が利用時間数を示しています。

利用実績の合計において、平成18年10月と平成20年3月とでは、利用人数が92人増加していますが、利用時間は2,011時間減少しています。

また、個々のサービスにおいて、身体介護と重度訪問の利用時間数が大幅に減少していますが、移動支援と行動援護は増加しています。障害者自立支援法(以下「支援法」という。)の施行後に、身体介護の利用者のうち重度訪問介護や移動支援の利用が適当な利用者を、重度訪問介護や移動支援へ見直したことで、身体介護が減少し移動支援が増加しました。

なお、平成19年度に重度訪問介護が減少したのは、重度訪問介護の利用者が区外転出や入院など集中してあったことが原因としてあります。

今後、訪問系サービスは、重度訪問介護の利用者の状況にもよりますが、支給量決定に比べ利用実績が少ないこと、また基礎調査でのサービス未利用者の利用意向も見られることなどから、利用量と利用者数ともに増加していくものと推測されます。特に、移動支援については、利用時間帯に偏りがあり、また利用者数と利用量が急増していることから、サービス提供量の不足が顕在化する場合があります。

重度障害者等包括支援は、給付の対象者がいるものの、サービスの提供体制が整っていないことから支給決定をせず利用実績がありませんでした。また、非該当と認定された方が必要に応じて利用する生活サポートは、これまで生活サポートが必要である非該当と認定された方がいなかったことから利用実績がありませんでした。

## ② 短期入所

サービス名	計画数値				利用実績			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	平成18年10月	平成19年3月	平成19年10月	平成20年3月
短期入所	95人 475人日分	100人 500人日分	105人 525人日分	120人 600人日分	86人 372人日分	82人 383人日分	99人 496人日分	99人 500人日分
日帰りショートステイ	50人 35人日分	50人 36人日分	50人 38人日分	51人 38人日分	28人 15人日分	26人 22人日分	27人 23人日分	36人 33人日分

※上段が利用者数、下段が利用日数を示しています。また、日帰りショートステイは、日数換算して表示しています。

短期入所は、利用実績の利用日数が平成18年10月と平成20年3月とでは128人日分増え、平成19年度において計画数値と同水準にあります。平成19年度に、短期入所事業所が区内に開設したことが、平成19年度の利用実績の増加につながりました。

また、日帰りショートステイは、利用実績の利用日数が平成18年10月と平成20年3月とでは2倍以上増加しています。これは、日帰りショートステイ事業の委託事業者に平成19年度開設した短期入所事業所を加えたことによります。

区内にある短期入所事業所は、知的障害者を主な対象者としている事業所が多く、身体障害者や精神障害者を対象とする施設が少ない状況にあります。

## ③ 日中活動(通所系)サービス

サービス名	計画数値				利用実績			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	平成18年10月	平成19年3月	平成19年10月	平成20年3月
生活介護	69人	92人	101人	327人	63人	63人	70人	95人
自立訓練(機能訓練)	12人	19人	21人	39人	1人	4人	4人	5人
自立訓練(生活訓練)	3人	12人	30人	100人	0人	0人	4人	5人
就労移行支援	5人	28人	52人	160人	3人	3人	7人	8人
就労継続支援 A型	0人	40人	50人	91人	0人	0人	1人	1人
就労継続支援 B型	1人	82人	209人	423人	2人	2人	52人	60人
療養介護	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
経過措置施設	503人	417人	308人	0人	456人	441人	427人	392人
法定外通所施設	339人	279人	105人	0人	354人	371人	284人	287人
地域活動支援センター	22人	141人	274人	383人	24人	22人	23人	23人
児童デイサービス	80人	88人	96人	130人	69人	78人	77人	73人
通所系サービス 計	1,036人	1,200人	1,248人	1,655人	974人	986人	951人	951人

※経過措置施設とは、旧身体障害者福祉法や旧知的障害者福祉法などによる身体障害者更正通所施設や知的障害者通所授産施設などが、平成23年度末まで支援法による通所系サービスへの移行を経過措置されている施設です。

通所系サービスは、支援法の施行に伴い新しい事業体系への移行過程にあります。また、入所施設は、夜間部分を施設入所支援、日中活動部分を通所系サービスになります。

通所系サービス計で、計画数値と利用実績とで大きな乖離が生じています。入所施設が、新しい事業体系への移行がすすまなかったこと、また既存の通所施設が移行に伴い定員増を見込んだものの移行が進まなかったことなどによります。

生活介護と就労継続支援 B 型の利用実績が、ほぼ計画数値と同水準で推移していますが、他の



サービスは計画数値を大きく下回っています。特に、就労継続支援 A 型は、区内に事業所がなく大きな乖離が生じています。

また、地域活動支援センターの利用実績も計画数値と大きな乖離が生じています。小規模作業所や精神障害者共同作業所といった法定外通所施設からの移行を見込んでいましたが、生活介護や就労継続支援 B 型などの自立支援給付の事業へ移行するよう、事業者へ働きかけていることに起因しています。

#### ④ 居住系サービス

サービス名	計画数値				利用実績			
	(平成18年度)	平成19年度	平成20年度	平成23年度	平成18年10月	平成19年3月	平成19年10月	平成20年3月
共同生活援助(グループホーム)	50人	54人	66人	94人	38人	42人	42人	46人
共同生活介護(ケアホーム)	75人	82人	98人	142人	64人	67人	71人	76人
法定外グループホーム	27人	27人	27人	25人	27人	26人	27人	27人
グループホーム等計	152人	163人	191人	261人	129人	135人	140人	149人
施設入所支援	15人	46人	75人	284人	8人	7人	14人	14人
経過措置施設	294人	261人	225人	0人	321人	322人	305人	307人
施設入所等計	309人	307人	300人	284人	329人	329人	319人	321人

※経過措置施設とは、旧身体障害者福祉法や旧知的障害者福祉法などによる身体障害者更正入所施設や知的障害者入所授産施設などが、平成 23 年度末まで支援法による施設入所支援(日中活動部分は通所系サービス)への移行を経過措置されている施設です。

グループホームと施設入所の合計では、計画数値と利用実績とでは、ほぼ同水準で推移しています。グループホームは計画数値に比べ利用実績が少なく、施設入所は利用実績が多い状況です。これは、経過措置施設の利用実績に通勤寮が含まれていますが、計画時において通勤寮がグループホームへ早期に移行すると推測したためです。

グループホームの利用実績は、平成 18 年 10 月と平成 20 年 3 月を比べると 20 人増加しています。区内でグループホームの開設や定員増があったことによります。

施設入所は、経過措置施設が多く、新しい事業体系への移行が進んでいない状況にあります。

### ⑤ 相談支援

サービス名	計画数値				利用実績			
	(平成18年度)	平成19年度	平成20年度	平成23年度	平成18年10月	平成19年3月	平成19年10月	平成20年3月
相談支援(サービス利用計画作成)	30	120	130	150	0	0	0	0

サービス利用計画の作成は、支援法に基づき指定相談支援事業者が行います。サービス利用計画の作成は、入所施設からの退所後に一定期間において集中的な支援が必要な方などが給付対象となります。

区内には指定相談支援事業者があり、また給付対象に該当する方もいますが、平成18年10月から平成20年3月までの間で利用実績がありませんでした。サービス計画作成に係る報酬額や事務手続の煩雑さなどが起因しているものと考えられます。

### ⑥ コミュニケーション支援

サービス名	計画数値				利用実績			
	(平成18年度)	平成19年度	平成20年度	平成23年度	平成18年10月	平成19年3月	平成19年10月	平成20年3月
手話通訳者派遣	50回	52回	54回	60回	41回	29回	34回	36回
要約筆記者派遣	1回	3回	5回	6回	0回	1回	3回	9回

手話通訳者派遣は、平成18年10月から平成20年3月までの間で利用実績が35回程度で推移し、計画数値を下回っています。第1期計画前の実績においても利用実績の変動が少なく、利用が安定している状況にあるといえます。

要約筆記は、平成18年10月から20年3月までの間の利用実績が、回数の変動があります。第1期計画前の実績と比べると増加しており、また平成20年3月の利用実績が高く潜在的な需要があると考えられることから、今後も増加していくものと推測されます。

### ⑦ 訪問入浴

サービス名	計画数値				利用実績			
	(平成18年度)	平成19年度	平成20年度	平成23年度	平成18年10月	平成19年3月	平成19年10月	平成20年3月
訪問入浴サービス	65人	66人	67人	72人	64人	65人	66人	60人
	166回	233回	239回	256回	149回	156回	190回	160回

訪問入浴の利用実績は、平成18年10月と平成20年3月とを比較すると、利用者数と利用回数ともに減少しています。利用者は重度の障害者が多く、入院などにより利用者数が減少したことによりです。

平成18年度と平成19年度の利用実績で、利用者には大きな変動がないものの、利用回数が増えています。これは、平成19年度から1年間の限度回数を38回から52回に増やしたことによりです。

### 3 計画目標数値の進捗状況

#### (1) 入所施設からの地域移行者数等

	(素案)	計画			実績	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	平成18年度	平成19年度
地域移行者数	2人	10人	18人	13人	4人	7人
累計	—	10人	28人	65人	—	—
施設入所者数	309人	307人	300人	284人	313人	308人
都外施設入所者数	160人	150人	145人	130人	155人	156人
構成比	50.20%	49.70%	49.20%	45.80%	49.50%	50.60%

地域移行者数などの入所施設に係る実績は、計画目標と同程度になっています。地域移行数や施設入所者数は、グループホーム・ケアホームの整備と大きく係わっており、同整備を一層すすめていくことが必要です。また、都外入所施設者についても、本人や家族などの意向をもとに積極的に係わりをもち、すだちの里すぎなみを活用するなど地域移行をすすめていく必要があります。

#### (2) 精神科病院からの退院促進者数

	(素案)	計画			実績	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	平成18年度	平成19年度
退院促進者数	2人	6人	7人	15人	0人	2人
累計	—	6人	13人	48人	—	—

退院促進者数の実績は、計画目標を下回っています。本人や家族また病院との調整に時間を要するなど、すぐには退院促進の数値としては現れません。今後、病院との協力体制や区における体制を強化するとともに、本人のグループホーム・ケアホームや通所施設での体験など、きめ細かな退院促進をすすめていく必要があります。

#### (3) 福祉施設からの一般就労者数

	(素案)	計画			実績	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	平成18年度	平成19年度
就職者数	25人	30人	35人	50人	28人	29人
累計	—	30人	65人	200人	—	—

就労者数の実績は、計画目標と同程度となっています。福祉施設からの就労が進むにつれ、対象者の重度化など就労者数の伸びが鈍化していくことが考えられます。障害者雇用支援事業団と福祉施設との連携強化、短時間就労などの雇用の場の拡大などをすすめていく必要があります。

## <参考資料>

### ○平成 20 年度障害者基礎調査（概要）について

障害者計画・障害福祉計画の改定や今後の障害福祉施策を推進するため、基礎的なデータを得ることを目的として、平成 20 年 5 月から 6 月にかけて障害者基礎調査を実施しました。

調査は、障害区分ごとに 6 種類の調査票により、障害者の生活実態や障害福祉サービスの利用意向に対する意見などをお聴きしました。

本書では、調査概要や主な調査結果とその考察について掲載します。

詳細な調査結果につきましては、「杉並区障害者基礎調査報告書」（平成 20 年 10 月発行予定）に掲載します。

#### 1 調査のあらまし

障害区分	障害内容等	発送数	回収数	回収率%
①身体障害者	身体障害者手帳の所持者	2,707	1,503	55.5
	肢体不自由	1,189	627	52.7
	内部障害	721	422	58.5
	視覚障害	356	184	51.7
	聴覚、平衡機能、音声・言語機能又はそしゃく機能の障害	441	229	51.9
②知的障害者	愛の手帳の所持者	1,027	484	47.1
③重度重複障害者	身体障害者手帳(1・2 級)と愛の手帳(1・2 度)の重複所持者	123	58	47.2
④精神障害者	精神保健福祉手帳の所持者	780	421	54.0
<b>【①～④の調査方法】</b> ア. 調査対象者：年齢階層ごとに設定した発送数を無作為抽出 イ. 調査方法：郵送による配付・回収（視覚障害者は、一部区職員による聞き取り調査）  注）身体障害者の肢体不自由などの各種別の回収数は調査回答によるもので、無回答が 41 件あったため、肢体不自由などの種別の合計と身体障害者の回答数とが異なります。				
⑤発達障害児		—	45	—
⑥高次脳機能障害者		—	81	—
<b>【⑤⑥の調査方法】</b> ア. 調査対象者：こども発達センター、情緒障害児学級や通所施設利用者などに調査を依頼 イ. 調査方法：郵送による回収（高次脳機能障害者は、一部区職員による聞き取り調査）				

## 2 主な調査結果とその考察

### (1) 居宅介護サービスの利用について

#### ○年齢階層別利用者率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
30歳未満	6.3%	6.6%	2.8%
30歳代	2.7%	8.2%	3.0%
40歳代	11.0%	0.0%	5.4%
50歳代	12.8%	13.6%	3.9%
60歳以上	24.5%	6.7%	21.5%

※利用者率は、利用している回答数÷(利用している+利用していない回答数)。以下同じ。

#### ○障害程度別利用者率

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	23.1%	1度	72.2%	1級	12.5%
中 度	3・4級	12.1%	2・3度	8.6%	2級	5.8%
軽 度	5・6級	7.4%	4度	2.9%	3級	7.1%

#### ○未利用者の年齢階層別利用意向率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
30歳未満	21.5%	29.2%	9.1%
30歳代	19.4%	45.5%	8.1%
40歳代	14.9%	48.1%	25.9%
50歳代	29.0%	0.0%	14.9%
60歳以上	38.1%	45.5%	29.2%

※利用意向率は、利用していない人のうち、利用したい回答数÷(利用したい+利用したくない回答数)。以下同じ。

#### ○未利用者の障害程度別利用意向率

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	35.3%	1度	0.0%	1級	21.1%
中 度	3・4級	27.5%	2・3度	35.4%	2級	14.0%
軽 度	5・6級	13.9%	4度	15.5%	3級	20.0%

※網掛けのある数値は、比率を算出する際の分母の数が5未満で、参考値として示しています。以下同じ。

○居宅介護サービスを「利用している人」(利用者)と「利用していない人」(未利用者)との割合(利用者率)は、各障害者とも低い数値を示しています。年齢階層別では、年齢階層が高いほど利用者率が高い傾向にあります。また、障害程度では、重いほど利用者率が高い傾向にあります。

○未利用者の利用意向率は、身体障害者は年齢階層や障害程度による傾向が見られますが、知的障害者や精神障害者は年齢階層や障害程度による傾向が現れていません。年齢階層や障害程度別以外の利用意向に係わる要因があるものと思われます。

○今後のサービス利用については、未利用者の利用意向率が利用者率に比べ高い数値にあることから、利用者数の増加にともなってサービス利用量が増加していくものと推測します。

(2) 短期入所（ショートステイ）の利用について

○年齢階層別利用者率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
30歳未満	5.6%	21.6%	0.0%
30歳代	2.1%	23.4%	0.0%
40歳代	1.3%	16.4%	2.3%
50歳代	0.0%	9.1%	1.3%
60歳以上	6.1%	3.6%	3.5%

○障害程度別利用者率

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	6.4%	1度	0.0%	1級	6.9%
中 度	3・4級	2.3%	2・3度	30.7%	2級	1.5%
軽 度	5・6級	0.0%	4度	4.1%	3級	0.0%

○未利用者の年齢階層別利用意向率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
30歳未満	13.6%	70.5%	12.0%
30歳代	6.3%	69.2%	14.1%
40歳代	5.0%	41.9%	21.3%
50歳代	12.1%	18.2%	10.9%
60歳以上	25.5%	11.1%	39.3%

○未利用者の障害程度別利用意向率

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	22.8%	1度	33.3%	1級	29.4%
中 度	3・4級	15.1%	2・3度	74.1%	2級	10.5%
軽 度	5・6級	5.8%	4度	41.6%	3級	15.5%

○居宅介護サービスと同様に利用者率が低い数値を示しています。身体障害者と知的障害者の場合は、年齢階層が若いほど利用者率が高い傾向にあります。介護者の一時的な休息として利用される場合もあり、こうした傾向になっていると推測します。精神障害者の場合は、サービス提供基盤が十分でないため、利用者率が低い数値を示しています。

○未利用者の利用意向率は、利用者利と比べ高い数値を示しています。特に、知的障害者は、30歳未満と30歳代が高い利用意向率にあります。また、知的障害者の1度の方の回答数が少ないものの、利用意向率に関し居宅介護と同様に低い数値を示しており、サービス利用に対する個別の意向があると考えられます。

○居宅介護と同様に、利用者率が低く利用意向率が高いこと、また介護者の高齢化などもあり、サービス利用者と利用量ともに増加していくものと推測します。

(3) 就労について

○年齢階層別就労者率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
18歳以上30歳未満	77.6%	89.2%	23.3%
30歳代	78.7%	83.6%	45.7%
40歳代	76.2%	81.3%	39.4%
50歳代	73.6%	61.3%	33.7%
60歳以上	37.3%	39.5%	26.0%

注) 就労には、作業所等への通所を含んでいる。

※就労率は、仕事をしている回答数÷(仕事をしている回答数+仕事をしていない回答数)。以下同じ。

○障害程度別就労率

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	30.8%	1度	0.0%	1級	46.2%
中 度	3・4級	35.6%	2・3度	78.0%	2級	35.0%
軽 度	5・6級	44.4%	4度	77.8%	3級	40.9%

※網掛けのある数値は、比率を算出する際の分母の数が5未満で、参考値として示しています。以下同じ。

○未就労者の年齢階層別就労意向率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
18歳以上30歳未満	81.3%	85.7%	75.0%
30歳代	75.7%	0.0%	78.0%
40歳代	80.6%	69.2%	69.2%
50歳代	55.1%	33.3%	42.2%
60歳以上	12.8%	20.0%	18.6%

※就労意向率は、仕事をしていない人うち、仕事をしてみたい回答数÷(仕事をしてみたい回答数+いまのままでよい回答数)。以下同じ。

○未就労者の障害程度別就労意向率

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	23.0%	1度	0.0%	1級	37.5%
中 度	3・4級	24.6%	2・3度	25.0%	2級	57.7%
軽 度	5・6級	38.1%	4度	60.0%	3級	73.6%

○就労者率は、身体障害者と知的障害者の60歳未満で高い数値を示していますが、精神障害者はどの年齢階層とも低い数値にあります。

○未就労者の就労意向率は、どの年齢階層も高い数値を示し、障害程度では軽いほど高い傾向にあります。

○未就労者の就労意向率が高いことから、一般就労や通所系サービスへの結びつける支援が必要です。特に、精神障害者は、就労者率が低く就労意向が高い状況から精神障害者に合った就労支援などの検討が必要であると考えます。

(4) 日中の過ごす場所について

○年齢構成別の未就労者の「日中の過ごす場所がほとんど自宅」の割合

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
18歳以上30歳未満	50.0%	25.0%	75.0%
30歳代	74.5%	40.0%	84.6%
40歳代	84.2%	46.7%	75.9%
50歳代	87.2%	55.6%	72.9%
60歳以上	90.2%	82.6%	81.8%

※日中の過ごす場所がほとんど自宅の割合は、「自宅にほとんどいる」回答数÷有効回答数

○障害程度別の未就労者の「日中の過ごす場所が自宅」の割合

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	86.6%	1度	50.0%	1級	73.3%
中 度	3・4級	90.0%	2・3度	48.6%	2級	77.0%
軽 度	5・6級	81.8%	4度	69.6%	3級	82.2%

※網掛けのある数値は、比率を算出する際の分母の数が5未満で、参考値として示しています。

○身体障害者と知的障害者は、年齢階層が高くなるほど仕事をしていない場合、日中を自宅で過ごす人の割合が高くなります。特に、身体障害者の30歳以上では70%から90%の人が自宅で過ごしている数値を示しています。また、精神障害者も、年齢階層に関係なく70%以上の方が自宅で過ごしている数値を示しています。

○移動支援や当事者交流会などにより、外出支援や外出機会の充実を図っていくことが必要であると考えます。

(5) 健康診断の受診率

○年齢階層別の健康診断受診率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
30歳未満	55.5%	91.0%	58.0%
30歳代	81.2%	95.5%	68.7%
40歳代	90.9%	89.7%	79.7%
50歳代	87.3%	93.3%	86.8%
60歳以上	90.0%	86.0%	89.7%

※受診率は、なんらかの健康診断を受診している回答数÷有効回答数。

○障害程度別の健康診断受診率

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	84.9%	1度	75.0%	1級	82.7%
中 度	3・4級	86.2%	2・3度	95.4%	2級	79.4%
軽 度	5・6級	84.1%	4度	85.2%	3級	77.4%

○ 障害者の健康診断の受診率は、年齢階層や障害程度に係わりなく高い割合にあります。障害者が生活習慣病に陥りやすいといった指摘される中で、受診結果によっては生活改善などが必要となる場合も少なくないと思われます。

○ 受診結果をもとにした通所施設や保健センターでの指導などが必要であると考えます。



(6) 差別感

○年齢階層別の差別感

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
18歳以上30歳未満	61.7%	61.2%	60.5%
30歳代	51.0%	55.4%	52.4%
40歳代	45.2%	54.7%	60.8%
50歳代	40.5%	38.5%	52.2%
60歳以上	21.4%	55.9%	38.7%

※差別感は、いつも感じる・ときどき感じるの回答数÷有効回答数。

○障害程度別の差別感

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	34.1%	1度	33.3%	1級	56.1%
中 度	3・4級	28.5%	2・3度	58.4%	2級	52.6%
軽 度	5・6級	25.7%	4度	50.9%	3級	52.3%

※網掛けのある数値は、比率を算出する際の分母の数が5未満で、参考値として示しています。

○年齢階層別の差別感では、3障害者とも年齢階層が若いほど高い傾向にあり、多くの年齢階層で半数以上の方が差別を感じています。また、障害程度別では、あまり関係がなく差別を感じている状況にあります。なお、身体障害者の障害程度別差別感には、60歳以上の回答数に影響を受けて低い割合となっています。

○差別のない地域社会を実現していくためには、正しくその人を理解することが必要です。そのため、障害者を理解するための普及啓発やお互いに交流できる場などを充実していくことが必要であると考えます。

## 平成 21 年度 障害者福祉関連施策予算について

## 1 平成 21 年度当初予算規模

(単位：千円)

会 計 区 分	21年度当初予算	20年度当初予算	増 減 額	前年比
一 般 会 計	142,712,000	154,627,000	△ 11,915,000	92.3%
国民健康保険事業会計	51,567,995	51,659,165	△ 91,170	99.8%
老人保健医療会計	149,858	4,482,669	△ 4,332,811	3.3%
介護保険事業会計	28,055,847	29,761,899	△ 1,706,052	94.3%
後期高齢者医療事業会計	10,376,069	10,021,421	354,648	103.5%
合 計	232,861,769	240,530,733	△ 7,668,964	96.8%

## 2 障害者福祉関連一般会計予算規模

(単位：千円)

科 目	21年度当初予算	20年度当初予算	増 減 額	前年比
保 健 福 祉 費	53,652,297	53,386,920	265,377	100.5%
社 会 福 祉 費	25,232,525	26,209,466	△ 976,941	96.3%
障害者福祉費	6,861,323	6,908,961	△ 47,638	99.3%

## 3 主な障害者福祉関連施策

政 策	施 策	主要事業
子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために	・障害児の援護の充実	発達障害児専門相談・グループ指導 (継) 5,212 千円
		地域デイサービス等事業運営助成 (継・実) 92,832 千円 障害児保育 (実) 56,081 千円
共に生きるまちをつくるために	・障害者の社会参加や就労機会の拡大	障害者通所訓練・授産事業等 (継) 206,535 千円
		(財)障害者雇用支援事業団 (継・実) 115,074 千円 すぎなみワークチャレンジ事業 (臨) 3,219 千円
	・障害者の地域社会での自立支援	障害者入所・通所施設の整備 (継・実) 96,222 千円 障害者自立支援サービス (継) 3,155,791 千円 障害者地域生活支援事業 (継・実) 477,061 千円
魅力ある学校教育のために	・多様な教育機会の提供	成年後見制度の利用促進及び福祉サービス利用者保護 (継・実) 21,840 千円
		移送サービスの支援 (継・実) 18,173 千円
		特別支援教育 (障害児教育) (継・実) 114,676 千円

## 社会保障審議会障害者部会・報告の概要

◎ 障害者自立支援法施行後 3 年の見直しで対応すべき事項、及び今後更に検討していかなければならない事項について取りまとめ。

※ 今後とも、実施状況や取り巻く環境の変化を踏まえて見直していく。

(見直しに当たっての視点)

- ① 障害者にとってより良い制度となるかどうかという「当事者中心に考えるべきという視点」
- ② 障害者ができるだけ地域で自立して暮らせるようにするという基本理念の下、「障害者の自立を更に支援していくという視点」
- ③ 安定的なサービス提供体制の確保という観点も考慮しながら、不都合については改善を図り、「現場の実態を踏まえて見直していくという視点」
- ④ 障害者の自立を国民皆で支え、共生社会を実現していくために、「広く国民の理解を得ながら進めていくという視点」

### 1. 相談支援

- 地域の相談支援体制の強化や質の向上。相談支援の拠点機関の設置。
- サービス利用計画作成の対象者をすべての障害者に拡大するとともに、ケアマネジメントに基づいて市町村が支給決定する仕組みを導入。
- 自立支援協議会の法律上の位置付けを明確化。

### 2. 地域における自立した生活のための支援

#### ① 地域での生活の支援

- 地域移行に向けた計画的な支援を充実するとともに、地域生活移行を支援するため、緊急時に対応できる 24 時間のサポート体制を充実。
- グループホーム等について、夜間支援等を充実。身体障害者を対象に。

#### ② 就労支援

- 就労移行支援事業・就労継続支援事業の充実、工賃倍増計画の推進、官公需の優先発注等により、障害者の就労支援を推進。

### ③ 所得保障

- 障害基礎年金の水準の引き上げ等については、社会保障制度全般の議論との整合性や財源の確保なども含め、検討すべき。
- 住宅費は、高齢者や母子施策との整理も必要であり十分な検討が必要。他方、地域移行という観点から必要となる費用の支援について検討すべき。

### 3. 障害児支援

- 障害児の施設は、多様な障害の子どもを受け入れられるよう一元化するとともに、保育所等への巡回支援の機能を充実。
- 放課後や夏休みの支援のため「放課後型のデイサービス事業」を実施。
- 入所施設について、満 18 歳以降は障害者施策で対応するよう見直し。支援の継続性や、重症心身障害児・者の児者一貫した支援に十分に配慮。

### 4. 障害者の範囲

- 発達障害や高次脳機能障害が、法の対象に含まれることを明確化。
- 難病等への支援をどのような制度体系で行うかは、今後更に検討。

### 5. 利用者負担

- 利用者負担の在り方は様々な意見があり、今後とも更に検討が必要だが、現在の利用者負担の仕組みについて、所得に応じてきめ細やかな軽減措置が講じられていることについて、国民に明確にしていくことが必要。
- 特別対策等による負担軽減は、平成 21 年 4 月以降も更に継続して実施。
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算して軽減する制度を検討。自立支援医療との合算は、医療保険制度との関係等を含め、今後更に検討。
- 心身障害者扶養共済給付金の収入認定時の取扱いや、利用者負担軽減の際の資産要件の見直し等について、検討が必要。

### 6. 報酬

- 障害福祉サービスの質の向上、良質な人材の確保と事業者の経営基盤の安定等のため、平成 21 年 4 月に報酬改定を実施。

### 7. 個別論点

#### ① サービス体系

- 「日払い方式」を維持しつつ、事業者の安定的な運営が可能となるよう報酬を見直

し。利用者が欠席した場合等においても体制を整えていることなどにも着目して、報酬改定等において必要な措置。

- 旧体系の施設が新体系へ移行する際、安定的に運営できるよう、報酬改定等において更に配慮。

## ② 障害程度区分

- 身体障害、知的障害、精神障害各々の特性を反映するよう抜本的に見直し。実際に行われている支援の実態に関する調査を早急に実施。
- 障害者支援施設の入所の要件について、重度の者という基本的考え方を維持しつつ、障害程度区分が低い者であってもケアホーム等での受入れが直ちに困難な者は、一定の要件の下で利用できるようにすべき。
- 旧法の施設に入所していた者の継続入所は、平成24年4月以降も継続。
- 訪問系サービスの国庫負担基準は区分間合算とともに継続しつつ、重度の者に配慮しながら額を見直し。小規模な市町村への財政的な支援を検討。

## ③ 地域生活支援事業（統合補助金）

- 重度の視覚障害者の移動支援などを、自立支援給付とすることを検討。
- 小規模作業所の移行のため、地域活動支援センターについて、より少人数での活動形態を検討すべき。

## ④ サービス基盤の整備

- 福祉人材確保指針に基づく取組を進めるとともに、適切な給与水準を確保するため、適切な報酬を設定。
- 中山間地等のサービスを確保するため、報酬上の加算措置、多機能型事業所の人数要件の緩和、小規模施設への配慮を検討。

## ⑤ 虐待防止・権利擁護

- 障害者の虐待防止について、現行法に基づく取組とともに、虐待防止法制を検討。
- 「成年後見制度利用支援事業」等の活用を進める。

## ⑥ 精神保健福祉施策の見直し

- 精神科救急医療体制や、市町村、保健所、精神保健福祉センターの相談支援体制を充実。精神保健福祉士の養成の在り方等を見直し。

## ⑦ その他

- 障害者の権利に関する条約の批准に向けて検討が進められるべき。

平成 21 年 3 月 16 日  
保健福祉部障害者施策課

### 重度知的障害者通所施設について

杉並区実施計画において平成 21 年度に開設を予定していた「重度知的障害者通所施設」について、整備・運営する事業者（社会福祉法人）を決定したので報告いたします。

1 事業者 社会福祉法人同愛会 理事長 高山和彦  
横浜市保土ヶ谷区上菅田町金草沢 1749 番地

#### 2 施設概要

- (1) 所在地 杉並区和泉一丁目 32 番 6 号
- (2) 建物
  - ①専有面積：107 m<sup>2</sup>
  - ②構造：鉄筋コンクリート造 2 階建て（1 階部分）
- (3) 定員 8 名
- (4) 事業種別 生活介護事業

#### 3 事業内容等

- (1) 施設名称 マングローブ（あすなる作業所の「従たる施設」として運営）
- (2) 提供時間等 月～金（月 2 回程度土曜日開所）、9 時 30 分～16 時開所
- (3) 送迎支援 あり（原則としてドア to ドア）
- (4) 給食提供 あり
- (5) 職員体制 障害者自立支援法による人員配置基準＋非常勤職員※  
※ 非常勤職員は、利用者数によって 1 名から 2 名までの体制となります。
- (6) 開設時期 平成 21 年 4 月開所（予定）

#### 4 これまでの経過・今後のスケジュール

- 平成 20 年 10 月 区内社会福祉法人と意見交換会（5 法人へ通知、4 法人参加）
- 12 月 公募（公募期間：12／1～12／12）（5 法人へ通知、2 法人応募）
- 12 月 重度知的障害者整備・運営法人選定委員会開催、法人選定
- 平成 21 年 2 月～3 月 改修工事及開設準備（利用者選考、指定事業所の届出など）
- 4 月 運営開始

平成 21 年 3 月 16 日  
保健福祉部障害者施策課

### 障害者支援施設マイルドハート高円寺「なでしこ」について

警察大学校等移転跡地に建設中の重複障害を含む重度身体障害者を対象とする障害者支援施設マイルドハート高円寺「なでしこ」の進捗状況を報告します。

- 1 事業者 社会福祉法人鶴足津福社会 理事長 小松 守  
香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁 53 番地 11
  
- 2 施設概要 <平成 21 年 3 月末工事出来高 (予定) : 98%>
  - (1) 所在地 杉並区高円寺北一丁目 28 番 1 号(警察大学校等移転跡地)
  - (2) 敷地面積 4,000 m<sup>2</sup>
  - (3) 建物面積 8,840 m<sup>2</sup> (うち、障害者支援施設 1,956 m<sup>2</sup>)
  - (4) 施設内容 (障害者支援施設と高齢者施設の複合施設)
    - ・地上 6 階建て 鉄筋コンクリート造
    - 1 階部分 高齢者・障害者共有部分、地域交流スペース、カフェテリアなど
    - 2 階部分 障害者入所・通所部分
      - 〈入所部分〉居室 (個室 20 m<sup>2</sup>・各室トイレ・洗面)、食堂兼集会室
      - 〈通所部分〉日常生活訓練室、作業室(1)・(2)、社会適用訓練室
      - 食堂、トイレなど
      - 〈共用部分〉医務室、浴室(機械・一般)など
    - 3～6 階部分 高齢者入所部分
    - 屋上階 屋上庭園
    - ・障害者施設
      - (1) 入所支援施設 10 名 (うち区枠 9 名) (2) 短期入所 1 名
      - (3) 通所 30 名 (①生活介護 24 名 ②自立訓練(機能訓練) 6 名)
    - ・高齢者施設
      - (1)特別養護老人ホーム 130 名 (2)短期入所生活介護 15 名
  
- 4 これまでの経過・今後のスケジュール
  - 平成 20 年 3 月 工事着手
  - 9 月 施設利用者募集開始
  - 12 月 入所者選考 (平成 21 年 1 月 通所者選考)
  - 平成 21 年 4 月 建物竣工、区立なでしこ生活園運営委託 (～6 月)
  - 5 月 落成式、開設準備
  - 7 月 開所





## 平成20年度地域自立支援協議会の開催状況

### 1 自立支援協議会

開催日	会議内容
第1回 7月30日(水)	①保健福祉計画改定にむけて専門部会の報告と検討
第2回 11月21日(金)	専門部会との合同会議 テーマ「あってよかった自立支援協議会にするためには」
第3回 3月17日(火)	① 専門部会の報告 ② 今年度のまとめ

### 2 相談支援部会

開催日	会議内容
部会第1回 4月18日(金)	相談支援部会年間計画検討、情報交換
施設見学第1回 5月1日(木)	阿佐谷生活園・クローバー 9名参加
部会第2回 5月16日(金)	情報交換、障害者計画、第2期障害福祉計画 グループ討議 テーマ
部会第3回 6月20日(金)	① 事業所間のネットワーク ②相談支援の力量を高めること
部会第4回 7月11日(金)	情報交換、部会のまとめ
施設見学第2回 7月15日(火)	ワークサポート杉並 10名参加
学習会第1回 8月8日(金)	あんしん未来事業について
部会第5回 9月19日(金)	情報交換、自立支援協議会報告、 福祉事務所の業務と連携報告
施設見学第3回 10月7日(火) 10月9日(木)	精神障害者グループホーム「メゾンユトリロ」 7名参加 4名参加
部会第6回 10月17日(金)	新規相談支援事業所紹介、情報交換 GHの業務について、事例報告
施設見学第4回 10月20日(月)	重度身体障害者GH「RENGA」(武蔵野市) 11名参加
部会第7回 12月19日(金)	地域の課題について1
部会第8回 1月16日(金)	地域の課題について2

### 3 地域移行促進部会

開催日	会議内容
第1回 5月23日(金)	議題 計画改定に向けての施策の提案について
第2回 6月13日(金)	議題 1 地域移行で障害の重い人でもグループホーム(ケアホーム)で生活するために 2 グループホームガイドライン作成プロジェクトについて

### 4 合同部会

開催日	会議内容
2月3日(火)	地域移行も取り組みと相談支援の関わり

平成21年3月16日

杉並区障害者グループホーム設置・運営ガイドライン作成委員会の設置について

設置要綱(別紙)に基づき作成委員会を立ち上げ、ガイドラインの作成を開始しました。

## ガイドライン作成委員会構成

学識経験者、グループホーム利用者、グループホーム事業者、相談支援事業所地域移行担当、精神科病院退院促進担当、福祉事務所障害者福祉担当、障害者施策課長 障害者生活支援課長、福祉事務所担当課長

事務局：障害者施策課、障害者生活支援課

## ガイドラインの作成について

1 経緯：自立支援協議会地域移行促進部会より、グループホーム設置・運営ガイドラインの作成(以下、「ガイドラインの作成」)について提言され、障害者計画・障害福祉計画に盛り込まれた。

2 目的：地域移行において主な住まいとなる、グループホーム・ケアホーム(以下グループホーム)について、設置・運営の具体的な方針を示し、施設整備への事業所参入を促すと共にサービスの質の確保を図る。

3 ガイドラインの内容(案)：

序論 グループホームガイドラインの目的・位置づけ

第1章 グループホームに関する基本的な考え方

第2章 グループホーム設置の準備について

第3章 入居者の暮らしを支えるために

- ・グループホームにおける支援の方向性
- ・職員を支える仕組み 等

第4章 利用に関する相談から入所決定までの手続きについて

4 配布先： グループホーム事業所、新規事業所、保健福祉関係機関

5 作成スケジュール：

3月11日 第1回作成委員会開催。ガイドラインの項目・進め方について検討した。

4月～6月 第2～4回作成委員会開催。ガイドラインの内容を検討する。

7月 第5回作成委員会開催。ガイドラインのまとめ、確認作業を行う。

8月 印刷・配布

# 杉並区障害者グループホーム設置・運営ガイドライン 作成委員会設置要綱

〔平成 21 年 2 月 25 日〕  
〔杉並第 61898 号〕

(設置)

第 1 条 障害者を対象とするグループホーム・ケアホーム（以下「グループホーム」という）を整備していくにあたり、サービスの質の確保等を図ることを目的とした「グループホームの設置・運営に関するガイドライン」を作成するため、グループホーム設置・運営ガイドライン作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) グループホーム設置・運営ガイドラインの作成に関すること。
- (2) その他区長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1 人
- (2) グループホーム利用者 3 人以内
- (3) 相談支援及びサービス事業者の代表 7 人以内
- (4) 保健医療関係者 1 人
- (5) 障害者施策課長 1 人
- (6) 障害者生活支援課長 1 人
- (7) 福祉事務所担当課長 1 人
- (8) 福祉事務所職員 2 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期はグループホーム設置・運営ガイドラインの作成終了までとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故がある場合は、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員長は委員会を招集し、議事を主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、保健福祉部障害者施策課及び障害者生活支援課において処理する。

(個人情報の保護)

第8条 委員会の関係者は、会議で取り扱う個人情報に十分留意するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年2月26日から施行する。
- 2 この要綱は、所掌事務の終了をもって廃止する。

## 平成 19・20 年度 計画部会の開催状況

## 19年度会議の経過

	開催日	主な内容
第 1 回	8 月 7 日(火)	○ 障害福祉計画とその他の計画との関係について ○ 平成 18 年度の障害福祉計画の進捗状況について
第 2 回	12 月 19 日(水)	○ 障害者計画について ○ 障害福祉計画の平成 19 年度上半期実績について
第 3 回	3 月 18 日(火)	○ 障害者基礎調査について ○ 障害者計画と障害福祉計画の改定について

## 20年度会議の経過

	開催日	主な内容
第 1 回	6 月 6 日(金)	○ 障害者基礎調査について ○ 平成 19 年度障害福祉計画の進捗状況について ○ 障害者計画と障害福祉計画の改定について (1) 計画の骨子 (2) 計画における施策及び事業
第 2 回	7 月 18 日(金)	○ 障害者基礎調査結果について ○ 障害福祉計画サービスと地域生活支援事業の進捗状況 ○ 他の部会からの計画に関する意見について ○ 杉並区障害者計画・障害福祉計画(素案)について
第 3 回	1 月 19 日(月)	○ 保健福祉計画(障害者計画・障害福祉計画)案に対する区民等の意見について ○ 障害者計画・障害福祉計画案の修正について

## 取り組み、成果、課題

- 本部会では、平成 20 年度中に改定する障害者計画と障害福祉計画について検討を行った。平成 19 年度においては、国の障害者基本計画や都の障害者計画、また障害福祉計画に関する国の基本指針などを確認し、現計画と比較整理を行った。また、2つの計画の関係性から一体的な計画とすることや、保健福祉計画にも障害者分野の計画として残す方向で計画改定をすすめていくことを確認した。
- 障害福祉サービスなどの給付決定とサービス利用実績など障害福祉計画の進捗状況を確認するとともに、基礎的資料となる障害者基礎調査の項目や対象者などについて議論を行い、対象数を前回の調査よりも増やす方向などが確認された。また、数字としては現れない移動支援の時間帯によるサービス利用の偏りや、ケアホームを整備する場合に区から支援が必要であるなどの意見があった。
- 平成 20 年度においては、計画項目の整理を行うとともに、他の専門部会や自立支援協議会から計画改定に対する意見について検討した。計画項目として、障害者の「健康予防」や区民啓発を推進するため「心のバリアフリー」などを新たに盛り込むこととした。また、検討の中で、保健福祉計画に盛り込む計画とは別に障害者本人が理解できるような形で作成してほしいといった意見や、精神障害者への個別支援計画の必要性が高いなどの意見があった。
- 11 月に公表した計画案への区民意見、主な区民意見に対する区の考え方、計画案の修正について区から報告があった。今回改定した障害者計画・障害福祉計画は、保健福祉計画においては、主に障害者分野として盛り込み、一方で障害児など保健福祉計画では他分野にある内容を障害者計画・障害福祉計画へ盛り込んで作成した。
- 平成 21 年度以降において、計画の進捗状況の確認や、平成 23 年度中の計画改定に向けた準備など、必要に応じて部会を開催していく。

## 平成19・20年度 災害時要援護者支援対策部会の開催状況

## 19年度会議の経過

	開催日	主な内容
第1回	7月31日(火)	○ 災害時要援護者支援対策 これまでの取組みと成果(概要) ○ 平成19年度災害時要援護者支援対策の取組みについて
第2回	11月27日(火)	○ 自助対策の普及と啓発について ○ 福祉救護所の設置状況について
第3回	3月6日(木)	○ 在宅支援プランについて

## 20年度会議の経過

	開催日	主な内容
第1回	6月11日(水)	○ 福祉救護所の設置状況について ○ 災害時要援護者支援対策の取組み状況について ○ 在宅支援プランについて
第2回	9月2日(火)	○ 平成20年度震災救護所訓練について ○ 杉並区防災対策推進会議・分科会の設置について ○ 在宅支援プランについて
第3回	2月5日(木)	○ 物資提供・要援護者支援分科会の検討状況について ○ 平成20年災害時要援護者対策訓練の実施状況について ○ 「気象情報音声通報サービス」の実施概要について ○ 部会のまとめと今後の運営について

## 取り組み、成果、課題

- 要援護者対策指定震災救護所では、震災救護所訓練のなかで要援護者対策訓練が実施され、要援護者である障害者もその訓練に参加をしている。地域内での理解や経験が不十分であることなどによるトラブルも一部あったが、要援護者自身がそれぞれの地域で訓練に参加することにより、地域にいる障害者の存在を知らせることができ、救護所内の具体的な検討を行いやすくなるなど、訓練への参加はお互いにとって有意義なものである。
- 要援護者対策では、助けが必要な人を登録することとあわせ、ボランティアや地域住民などの助ける人の確保も重要となる。昼間その地域で働き、地域のことをよく知っている商店街の役割も重要となる。平成21年2月、区と杉並区商店会連合会・杉並区商店街振興組合連合会との間で「災害時における応急物資の優先供給等の協力に関する協定」が締結された。
- 障害者本人にとって、震災救護所(特に体育館)での生活は困難である。可能な限り、障害者はそのまま自宅に留まることになる。このことについては、救護所(地域の人)に知ってもらう必要がある。また、物資の配送や情報の提供など、在宅にいる障害者への支援をどうするかが課題である。
- 二次救護所・福祉救護所の役割や、避難の流れなどにあいまいな部分が多い。震災救護所には行かずに、直接二次救護所へ避難できるようにするなどの見直しも必要である。
- 医療提供の必要な障害者について、どの地域にどのような医療提供が必要な障害者がいるかを把握し、それにあつた医師等の確保を行っていくなどの対応も必要である。
- 要援護者対策の中で、在宅障害者がポイントであることは認識されてきた。今後、防災計画等にどのように盛り込んでいくか、また、具体的にどのような対策をとっていくかについては、引き続き課題として残っている。
- 地域防災計画見直しについての検討組織である杉並区防災対策推進会議の物資提供・要援護者支援分科会に、当部会の事務局職員も参加。部会で検討した内容を伝えた。

## 平成19・20年度 精神保健福祉部会の開催状況

## 19年度会議の経過

	開催日	主な内容
第1回	8月9日(木)	○ 区における精神保健福祉の状況について
第2回	9月28日(金)	○ 精神障害者の地域生活を可能とする条件について ○ 精神障害者が利用できる機関や事業及びサービスについて ○ 対応が充足しているニーズ、不足しているニーズについて
第3回	1月10日(木)	○ 精神障害者の地域生活を可能とする条件と対応が不足しているもの ○ 精神障害者の地域生活を可能とするための実現可能な対応策
第4回	3月6日(木)	○ 精神障害者の地域生活を可能とする条件の中で対応が不足しているもの ○ 施策、サービスの充実に向けて

## 20年度会議の経過

	開催日	主な内容
第1回	6月3日(火)	○ 生活基盤の整備と適切な保健・医療の保障の実現に向けて (1) ショートステイについて (2) 医療・服薬管理について (3) ケアマネジメントについて (4) 就労について
第2回	10月23日(木)	○ 精神障害者を支える地域のネットワーク構築 (1) ネットワークについての現状と課題
第3回	1月22日(木)	○ 精神障害者を支える地域のネットワーク構築 (1) サービス利用計画について (2) 支援者を支える仕組みについてさらに何が必要か ○ 部会のまとめと次期協議会について

## 取り組み、成果、課題

- 19年度は精神障害者サービスの「整備が遅れている事柄」について検討し、①所得保障(手当)、②医療サポート体制の整備(訪問看護や服薬管理の体制、休養入院を含む病診連携の充実)、③居住の場の確保と居住支援、④ショートステイや訪問介護の事業所、⑤就労支援の体制、⑥50歳60歳代の狭間の年齢へのサービス⑦ケアマネジメントのしくみ⑧支援者をバックアップする相談機関(精神科医、弁護士等)が不足していることを明らかにした。
- 20年度前半は19年度の検討内容を踏まえて「これからの方向・具体策」を検討し、障害者計画・障害福祉計画の改定に向けて①ケアマネジメント機能の充実、②ショートステイ施設の整備、③訪問看護の利用促進④就労支援の強化⑤50歳60歳代への通所施設の事業内容充実等について意見を提出し、計画に盛り込まれた。
- 20年度後半は、事例を通して支援機関の連携と役割分担、コーディネート機能、サービス利用計画作成について現状を共有した。支援者を支えるためにも相談支援事業所のコーディネート機能が重要であり、特に地域生活支援センターオブリガードが区立の立場から民間事業所のバックアップ機能を果たす必要性が確認された。また、サービス利用計画作成については必要性の周知や利用実績を上げていくことが大切であるとの指摘があった。
- 当部会の検討内容が、自立支援協議会相談部会・地域移行促進部会と重なる部分が出てきている。また、当部会では一通り、精神保健福祉の課題について検討したので、来年度は精神障害者の施策についても協議会の本会で検討することとし、当部会については精神障害者に特化した具体的な検討が必要な時に開催する。



# 会 議 記 録

会議名称		平成20年度 第2回障害者福祉推進協議会
日時		平成21年3月16日(火) 午後2時から4時
場所		中棟5階 第3委員会室
出席者	委員	古谷野・助川・斎藤・山内・西山・鈴木(道)・杉原・山本・柳田(小川代理)・長島・佐藤・中津・廣瀬・鈴木(美)・日高 (欠席委員)高橋・丸山・小林・石川・窪田・笠原・土屋・木全
	幹事	保健福祉部長・障害者施策課長・障害者生活支援課長・福祉事務所高井戸事務所担当課長・杉並保健所保健予防課長
	事務局	障害者施策課(井上・阿部・福原・山崎) 障害者生活支援課(鈴木(幹)・鈴木(久))
配布資料		資料1 杉並区障害者計画・第2期障害福祉計画(平成21年度～平成23年度・平成25年度) 資料1(追加) 杉並区障害者計画・第2期障害福祉計画[概要](平成21年度～平成25年度) 資料2 平成21年度 障害者福祉関連施策予算について 資料3 社会保障審議会障害者部会・報告の概要 資料4 重度知的障害者通所施設について 資料5 障害者支援施設マイルドハート高円寺「なでしこ」について 資料6 平成20年度地域自立支援協議会の開催状況 資料7 「杉並区障害者グループホーム設置・運営ガイドライン」作成委員会の設置について 資料8 平成19・20年度 計画部会の開催状況 資料9 平成19・20年度 災害時要援護者支援対策部会の開催状況 資料10 平成19・20年度 精神保健福祉部会の開催状況
会議次第		I 開 会 II 会長あいさつ III 報 告 1 障害福祉計画・障害者福祉計画の改定について 2 平成21年度障害者福祉関連施策予算について 3 障害者自立支援法の見直しについて 4 重度知的障害者通所施設について 5 障害者支援施設マイルドハート高円寺「なでしこ」について 6 自立支援協議会の開催状況 7 「障害者グループホーム設置・運営ガイドライン」作成委員会の設置について

	<p><b>IV 議事</b></p> <p>1 専門部会の報告</p> <p>    (1) 計画部会</p> <p>    (2) 災害時要援護者支援対策部会</p> <p>    (3) 精神保健福祉部会</p> <p>2 平成19・20年度障害者福祉推進協議会の活動について</p> <p>3 その他</p>
<p>会議の要旨</p>	<p><b>I 開 会 あいさつ (保健福祉部長)</b></p> <p><b>II 会長あいさつ</b></p> <p><b>III 報 告</b></p> <p>1 障害福祉計画・障害者福祉計画の改定について (障害者施策課長) [資料1]</p> <p><b>(質疑応答・意見)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病予防について、高齢化による二次障害で、背骨がS字状になり内臓もゆがみが出るが、近くで対応してもらえる医療機関がない。補装具でカバーできることがあると思うが、区と十分相談していないことが問題。 →地域医療については実態を把握し医師会等と協議しながら実施していく。</li> <li>・経済状況もあり、福祉手当も多くないため、障害の子どもがいても働く方が増えている。預けるところが不足しているという相談が急に増えた。 →放課後の支援を充実していく。</li> <li>・すぎなみ地域大学では福祉関係の人材が育っているのか。 → これまで学校介助員ボランティア、精神障害者のボランティア養成等を行った。</li> <li>・入所、家庭、グループホーム等の虐待について、早い段階での対応により、ことが大きくなると思う。もっと身近なところで対応できないか。 → 支援者が解決できなければ、抱え込まずに相談支援事業所や福祉事務所に相談していただきたい。</li> <li>・各施設の第三者委員の存在や杉並区保健福祉サービス苦情調整委員について十分周知できていないのではないか。</li> <li>・施設職員の人数が少ないことが虐待につながることも考慮してほしい。</li> </ul> <p>2 平成21年度障害者福祉関連施策予算について (障害者施策課長) [資料2] (会長より)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厳しい中で予算確保したことが伺える。住宅の確保等、しっかり事業展開を進めながら足りないところ補ってほしい。</li> </ul> <p>3 障害者自立支援法の見直しについて (障害者生活支援課長) [資料3]</p> <p>4 重度知的障害者通所施設について (障害者生活支援課長) [資料4]</p> <p>5 障害者支援施設マイルドハート高円寺「なでしこ」について (障害者生活支援課長) [資料5]</p> <p>6 自立支援協議会の開催状況 (障害者生活支援課長) [資料6]</p>

7 「障害者グループホーム設置・運営ガイドライン」作成委員会の設置について  
(障害者施策課長) [資料7]

(報告事項について質疑応答・意見)

- ・ すだちの里に入所している人は3年で回転することを地域に約束しているので、しっかりとしたケアホームを早く設置する必要がある。都営住宅を改築してケアホームにしてほしい。  
→住宅のマスタープランには障害者部門も入っている。区の管理する住宅の3割について障害者・ひとり親世帯、DV被害者を優先的に入居できるように確保しているが、障害者については改築の面での課題がある。
- ・ 7月の計画部会に住まいの検討をする委員会の立ち上げを提案したが、どうなったか。  
→検討体制はこれから考える。まずは法内のグループホームについてガイドラインを作成する。

IV 議 事

1 専門部会の報告

- (1) 計画部会 (古谷野部会長) [資料8]
- (2) 災害時要援護者支援対策部会 (事務局) [資料9]
- (3) 精神保健福祉部会 (助川部会長) [資料10]

2 平成19・20年度障害者福祉推進協議会の活動について

(意見・課題等)

- ・ 区として工夫はされているが、同じような課題がいろいろなところで検討・報告されている。社会福祉協議会としては地域という視点で関わりたい。
- ・ 商店会は昼夜、男手があるので災害時に力になれる。協定をむすび、形はできたので商店主に伝えていきたい。
- ・ 精神障害者の施策は遅れているが、グループホームについては増やしていただいている。家族会は作業所と一緒に動いていかななくてはと思っている。
- ・ 計画あつての障害者施策なので、計画は大切。絵に描いた餅にならないようにしてほしい。自立支援協議会への障害者委員の増員が必要。
- ・ 障害者雇用支援事業団と連携強化を図ってきたが、今後は区と綿密な連携を取っていきたい。
- ・ 福祉の活動を知ることができた。24条通報の業務で苦勞している。暴れるので精神科病院入院へと手配していたが、性格異常のため対象とならなかった。今後も関係機関と連携していきたい。
- ・ 相談支援の窓口によく行ってみたいと思われるようになり、相談件数が増え、内容も深刻で多様になってきた。発達障害の軽い人が社会に出るための自立生活を応援したいと思っているが、どのようにしたらよいか悩んでいる。
- ・ 精神保健福祉部会で事例の紹介をした。成年後見制度については、高齢者の相談が多いが、認知症と障害の方の件数が同じになってきている。成年後見制度のアピールの場としていきたい。
- ・ 計画部会において居宅事業所の立場から意見を述べた。報酬が少なく人材確保

	<p>が大変な状況がある。居宅介護の報酬単価が上がるので、移動支援の単価も上げてほしい。利用者の声は取り上げられるが、事業者の方は制度の改善がされない。制度が強固になるよう改善を望む。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災の避難訓練に初めて参加し、よい経験だった。きこえない障害の理解が広まるとよい。</li><li>・ 視覚障害者会館として地域の防災訓練に参加し、障害者の避難について理解していただいた。読み書きサポートについて必要性がある。</li><li>・ 保護者が亡くなり一人暮らしの人が多くなってきた。すだちの里が3年たち、入所者を早く地域移行させたい。土地を貸してもらえれば、私たちでつくる。</li></ul> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 今期の委員さんにはご協力いただきありがとうございました。</li><li>・ 次期の委員さんの推薦については4月中旬にご依頼申し上げます。</li></ul> <p><b>V 閉会</b></p>
--	---